

京都府福祉のまちづくり条例

施設整備マニュアル

令和7年6月改訂版



京都府福祉のまちづくり条例

前文

私たちは、心身に障害があっても、高齢になっても、地域社会を構成する一員として、安心して生活を営むことができ、自らの意思で自由に移動でき、社会に参加することのできるまちに暮らし続けたいと願っている。

そうしたまちの創出には、施設や交通機関等の整備を進めるとともに、多様な人が互いを理解し、日常的に交流し得る地域社会づくりを進めるという両面からの生活環境の整備が必要である。

長寿社会を迎えた今日、このような生活環境の整備に当たっては、障害者や高齢者が暮らしやすいまちはすべての府民にとっても暮らしやすいまちであるという府民共通の認識の下に、取り組むことが重要である。

また、こうした取組を通して、京都が有する歴史、文化、学術等の世界的な蓄積を、すべての人が共有し、享受し得る環境づくりを進めることも京都の課題である。

ここに、私たち京都府民は、互いの基本的人権を尊重し、福祉のまちづくりの実現に向け、一体となって、不断の努力を傾けることを決意して、この条例を制定する。

はじめに

「真の豊かさ」が問われ、「物質的な豊かさから精神的な豊かさへ」と言われるようになってすでに久しくなります。

そのような豊かさのある社会とするためには、私たち誰もが持っている「心身に障害があっても、高齢になっても、地域社会を構成する一員として、安心して生活を営むことができ、自らの意思で自由に移動でき、社会に参加することのできるまちに暮らし続けたい」という願いを現実のものとしなければなりません。

京都府では、このようなまちをみんなで創り上げていくために、平成7年に「京都府福祉のまちづくり条例」を制定し、多くの方が利用する施設等のバリアフリー化の推進とともに、互いを理解し、共に支え合う「こころのバリアフリー」の推進という両面から、福祉のまちづくりを進めてきました。

平成16年には、条例制定後の急速な少子・高齢社会の進展や障害者等の社会参加意識の高まり、「交通バリアフリー法」の制定や「ハートビル法」の改正等を背景として、条例改正を行いました。これにより、整備基準への適合が義務付けられる対象を拡大するとともに、より幅広い利用者を想定して整備基準を充実強化する等、一層のバリアフリー化を進めていくこととしています。

なお、平成18年には、「交通バリアフリー法」及び「ハートビル法」を一本化し、各法を補完する形で「バリアフリー法」が制定されたことにより、所要の条例改正を行い、平成30年には、既存建築物を活用した施設の増加など、条例制定時からの社会経済情勢の変化を踏まえ、整備基準への適合が困難な事由について、本条例に基づく協議の公正の確保と透明性の向上を図り、実効ある京都府福祉のまちづくり条例にするため、所要の条例改正を行っています。

また、令和6年には便所、劇場等の客席及び駐車場のバリアフリー化を促進するためのバリアフリー法施行令の改正に伴い、所要の条例改正を行っています。

このマニュアルは、条例に基づく整備基準と整備誘導基準の図解のほか、さらに整備が望まれる事項や施設整備の際の参考となる事項を示すものです。

もとより整備基準は、条例における性質上、最低限の水準と位置づけるべきものであり、その図解を中心とするこのマニュアルに沿って整備すればそれで充分というわけではありません。マニュアルを参考に、常に利用者の立場に立って、よりよい環境整備が図られることを願っております。

福祉のまちづくりは、府、市町村、事業者及び府民の皆様がそれぞれの責務を自覚しつつ、連携して取り組んでいく必要があります。行政関係者や事業者、設計者の方々をはじめ広く府民の皆様一人ひとりが福祉のまちづくりに対する理解を深め、それぞれの立場で取り組みを進めていただく際に、このマニュアルがその一助となれば幸いです。

目 次

条例前文

はじめに

目次

I 福祉のまちづくり条例について

1 条例の概要	2
2 特定まちづくり施設一覧	5
3 規則の概要	7

II 基準と解説

「基準と解説」編の見方	8
-------------------	---

1 建築物

1 廊下等	10
2 階段	12
3 傾斜路	16
4 便所	18
5 敷地内の通路	28
6 駐車場	32
7 全ての人が利用しやすい経路	36
8 視覚障害者が円滑に利用することができる経路	70
9 浴室等	74
10 客席	76
11 標識	80
12 案内設備	82
13 客室	84
14 増築等の場合の適用範囲	86

2 旅客施設

1 通路	90
2 階段	91
3 傾斜路	92
4 便所	93
5 全ての人が円滑に通行することができる経路	96
6 視覚障害者が円滑に通行することができる経路	100
7 運行情報提供設備等	102

8	乗車券等販売所、待合所及び案内所	103
9	鉄道駅及び軌道停留場	104
10	バスターミナル	106
11	旅客船ターミナル	106
3	道路	
	歩道	108
4	公園	
1	出入口	112
2	園路	112
3	便所	114
5	駐車場	
	駐車場	118
6	整備誘導基準	
1	便所	122
2	ホテル又は旅館の客室	123
3	授乳場所	124
4	避難口誘導灯	125
5	集団補聴設備	126
7	整備基準への適合が困難な場合の措置	
1	小規模な施設に係る基準の特例	128
2	条例第18条第1項ただし書	130
Ⅲ	参考資料	
1	整備基準等適用表	134
2	主な寸法の基本的な考え方	136
3	車椅子使用者に関する寸法	137
4	杖使用者の人間工学的寸法	139
5	床(路面)仕上げの考え方	140
6	視覚障害者誘導用ブロック等	141
7	輝度比	141
8	標準案内用図記号	142
9	関連 JIS	145

Ⅰ 福祉のまちづくり 条例について

1 条例の概要

【前文】

条例の理念を明らかにし、制定の決意を宣言

【定義】（第1章）

まちづくり施設	多数の人が利用する建築物、道路、公園及び駐車場	(第1条)
事業者	まちづくり施設の設置者又は管理者	

【各主体の責務】（第1章）

府の責務	福祉のまちづくりに関する施策を総合的に実施	(第2条)
市町村の責務	地域の実情に即した福祉のまちづくりに関する施策を実施	(第3条)
事業者の責務	- 自ら設置又は管理するまちづくり施設を、全ての人が安全かつ快適に利用できるようにする。 - 府や市町村が実施する福祉のまちづくりに関する施策に協力	(第4条)
府民の責務	福祉のまちづくりについての理解を深め、共に生き、共に支え合う社会連帯の心を持って、その推進に協力	(第5条)

【福祉のまちづくりに関する施策の推進】（第2章）

基本方針	- 全ての府民が地域社会の一員として共に生き、共に支え合う意識の高揚 - 全ての府民が安心して快適に暮らせる社会生活の場の整備 - 全ての府民が自らの意思で自由に移動できる条件の整備	(第6条)
府の施策	- 広報及び情報の提供 - 学習機会の充実 - 人材の育成 - まちづくり施設の着実な整備の促進 - 歴史的文化財に全ての人が共に接することのできるような環境整備の促進 - 調査及び研究 - 市町村、事業者及び府民と密接に連携して推進体制を整備 - 必要な財政上の措置を講じるよう努める。	(第7条) (第8条) (第8条の2) (第9条) (第10条) (第11条) (第12条) (第13条)

【まちづくり施設の整備】（第3章）

努力義務	事業者は、次のことに努めなければならない。 - まちづくり施設の整備基準への適合 - 一定の用途、規模のまちづくり施設の整備誘導基準への適合 〔※ 整備基準及び整備誘導基準の具体的な内容、小規模な施設等に対する配慮については、規則で規定〕	(第14条)
維持保全等	- 事業者は、整備基準に適合させた部分の機能維持に努めなければならない。 - 事業者は、整備基準に適合させるまでの間、全ての人が安全に利用できるよう配慮しなければならない。 - 何人も、利用を妨げる行為をしてはならない。	(第15条)
適合証	知事は、整備基準に適合するまちづくり施設に対して、請求に基づき整備基準適合証を交付	(第16条)

[illegible]

※2 建築基準法第85条第1項本文の規定の適用を受ける修繕若しくは建築を行う建築物、同条第2項本文の規定の適用を受ける建築を行う建築物又は同法第87条の3第1項本文の規定の適用を受ける用途の変更を行う建築物に該当する特定まちづくり施設

用途の追加	特別特定建築物に追加する特定建築物を規定	(第 61 条)
規模の引き下げ	建築物移動等円滑化基準に適合させなければならない建築の規模を引き下げ	(第 62 条)

基準の付加	建築物移動等円滑化基準に付加する事項を規定	(第 63 条 ～第 72 条)
制限の緩和	・ 基準によることなく円滑に利用できると認めるとき ・ 建築物又は敷地の状況、利用の目的上やむを得ないと認めるとき	(第 73 条)

【車両等及び住宅の整備】（第 7 章）

車両等	所有者又は管理者は、全ての人が安全かつ快適に利用できるよう環境整備に努めなければならない。	(第 74 条)
個人住宅	・ 全ての府民は、居住する住宅について、安心して快適に暮らせるような環境づくりに心がける。 ・ 住宅供給事業者は、安全かつ快適に利用できるよう整備された住宅の供給に努めなければならない。	(第 75 条)

【適用除外】（第 8 章）

適用除外	「市町村がまちづくり施設（前号に掲げるまちづくり施設を除く。）の整備に関する条例を制定した場合において、当該条例の規定で、第 4 章又は第 6 章の規定と同等以上の効果を有するものとして規則で定めるものが適用されるまちづくり施設」の整備については、「当該条例の規定に相当する規則で定める規定」は適用しない。 〔 ※ 具体的には、規則で定めるところにより、京都市域の建築物については、府条例の第 4 章及び第 6 章の規定は適用されず、「京都市建築物等のバリアフリーの促進に関する条例」の規定によることになる。 〕	(第 76 条(2))
------	--	-------------

2 特定まちづくり施設一覧

用 途			規 模 ※1	
			うち、バリアフリー法に基づく制限付加部分(条例第6章)の規定の適用対象となる建築の規模	
1 建築物	(1) 学校	公立小学校等（小学校、中学校、義務教育学校若しくは中等教育学校（前期課程に係るものに限る。）で公立のもの）又は特別支援学校	全て	1,000㎡以上
		上記以外のもの	全て	2,000㎡以上※2
	(2) 病院又は診療所		全て	1,000㎡以上
	(3) 劇場、観覧場、映画館又は演芸場		全て	1,000㎡以上
	(4) 集会場又は公会堂		全て	1,000㎡以上
	(5) 展示場		全て	1,000㎡以上
	(6) 卸売市場又は百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	卸売市場	全て	－
		コンビニエンスストア、薬局若しくはドラッグストア又はスーパーマーケット	全て	1,000㎡以上
		上記以外のもの	200㎡以上	1,000㎡以上
	(7) ホテル又は旅館		全て	1,000㎡以上
	(8) 事務所	保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署	全て	1,000㎡以上
		上記以外のもの	2,000㎡以上	3,000㎡以上※2
	(9) 共同住宅、寄宿舍又は下宿		2,000㎡以上又は50戸以上	3,000㎡以上※2
	(10) 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの	老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの（主として高齢者、障害者等が利用するものに限る。）	全て	1,000㎡以上
		上記以外のもの	全て	2,000㎡以上※2
	(11) 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの		全て	1,000㎡以上
	(12) 体育館、水泳場、ボーリング場その他これらに類する運動施設又は遊技場	体育館（一般公共の用に供するものに限る。）、水泳場（一般公共の用に供するものに限る。）若しくはボーリング場又は遊技場	全て	2,000㎡以上
		上記以外のもの	全て	－
	(13) 博物館、美術館又は図書館		全て	1,000㎡以上
	(14) 公衆浴場		全て	1,000㎡以上
	(15) 飲食店又はキャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するものの	飲食店	200㎡以上	1,000㎡以上
		上記以外のもの	200㎡以上	－

1 建築物	(16) 理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗	郵便局、銀行その他の金融機関の店舗、理髪店、美容院又は電気事業・ガス事業・電気通信事業に係る営業所	全て	1,000㎡以上
		上記以外のもの	200㎡以上	1,000㎡以上
	(17) 自動車教習所又は学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類するもの	自動車教習所又は学習塾	500㎡以上	2,000㎡以上※2
		上記以外のもの	500㎡以上	—
	(18) 工場		3,000㎡以上	—
	(19) バリアフリー法第2条第6号に規定する旅客施設	車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの	全て	1,000㎡以上
		上記以外のもの	全て	
	(20) 自動車の停留又は駐車のための施設	一般公共の用に供するもの	50台以上	2,000㎡以上
		上記以外のもの	50台以上	—
	(21) 公衆便所		全て	50㎡以上
	(22) 公共用歩廊		全て	2,000㎡以上
	(23) 火葬場		全て	
	(24) 神社、寺院又は教会		500㎡以上	
	(25) 消防法第8条の2第1項に規定する地下街		全て	
2 道路	道路法第2条第1項に規定する道路（専ら自動車の交通の用に供するものを除く。）		全て	
3 公園	(1) 都市公園法第2条第1項に規定する都市公園		全て	
	(2) 遊園地、動物園又は植物園（(1)に規定する都市公園に設けられる公園施設であるものを除く。）		全て	
4 駐車場	駐車場法第12条の規定による届出をしなければならない路外駐車場（機械式のものと及び1の項の(20)の施設、2の項の道路又は3の項の(1)に規定する都市公園に設けられる公園施設であるものを除く。）		50台以上	

※1 床面積の合計を言い、増築、改築、用途変更、大規模の修繕又は大規模の模様替の場合にあっては、当該増築等に係る部分の床面積の合計を言います（条例第6章の適用については、大規模の修繕又は大規模の模様替え場合は除かれます）。

＜複合用途の場合＞

- ① 1の項の(3)、(5)から(7)まで、(12)及び(14)から(16)までに掲げる用途が複合する建築物の場合は、全体の規模が1,000㎡以上であれば、単独では上表「規模」の欄の左欄に掲げる規模に満たない用途の部分も特定まちづくり施設に含まれます。
- ② 上表「規模」の欄の右欄に掲げる規模に満たない特別特定建築物の建築であっても、同一敷地内に建築をする他の特別特定建築物の床面積との合計が2,000㎡以上の場合は、条例第6章の適用対象となります。ただし、(8)事務所（官公署を除く）、(9)共同住宅、寄宿舍又は下宿は床面積の合算の対象外となります。なお、条例第6章の適用対象建築物は、用途ごとの規模にかかわらず、小規模な施設に対する整備基準の特例（条例施行規則第3条）の対象外となります。
- ③ テナントは、同時に工事する対象用途の床面積の総合計が上表「規模」の欄に掲げる規模を満たす場合、特定まちづくり施設に該当します。
- ④ 整備誘導基準については、当該用途のみの床面積で判断されます。

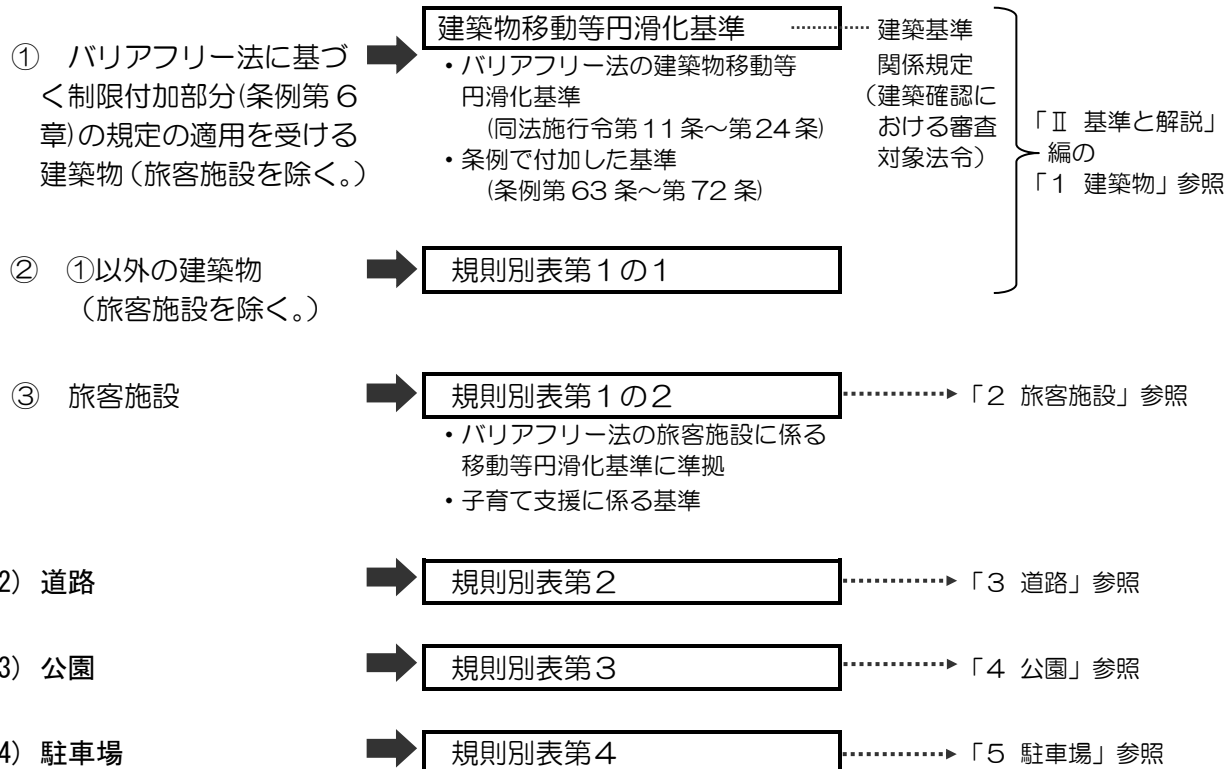
※2 条例第61条により特別特定建築物に追加した特定建築物を示します。

3 規則の概要

【整備基準】（第2条）

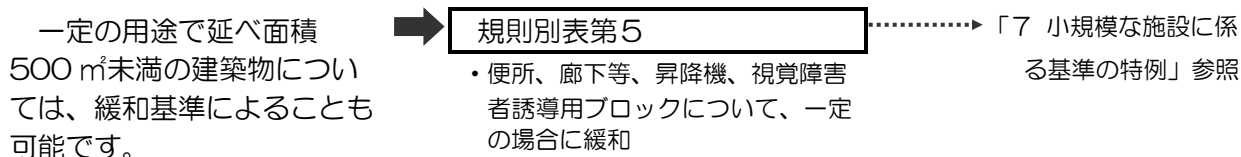
まちづくり施設の区分に応じた整備基準の適用関係は次のとおりです。

(1) 建築物

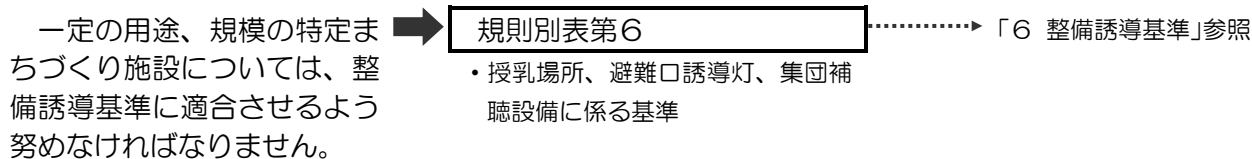


※規則別表第1から別表第4の整備基準と同等以上の効果があると知事が認める場合、当該整備基準と異なる設備、装置、機器等の整備を整備基準とする。(第2条第2項)

【小規模な施設に係る基準の特例】（第3条）



【整備誘導基準】（第4条）



II 基準と解説

「基準と解説」編の見方

【ページ構成】

「基準と解説」編は、基本的に、見開きで下図のような構成になっています。左側のページに基準とその解説を記述し、右側のページに基準の図解となる整備例を示しています。

【各部分】

①整備項目等：整備箇所や整備すべき設備を示しており、規則の各別表における整備項目に対応しています※。

※ 「1 建築物」の「11 標識」から「14 増築等の場合の適用範囲」及び「7 小規模な施設に係る基準の特例」を除く。

②基本的な考え方：当該整備項目等について、整備の基本方針となるべき考え方を示しています。

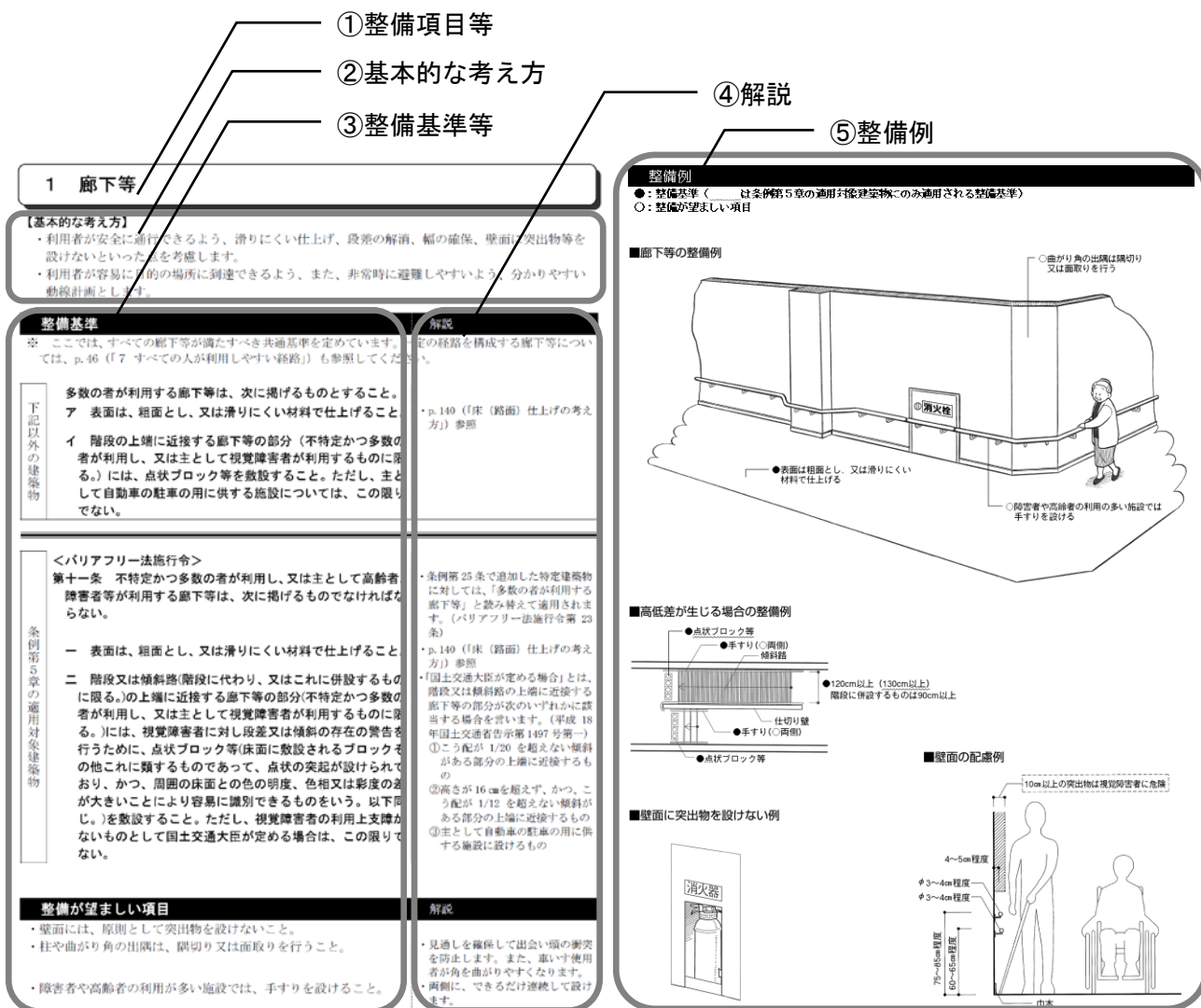
③整備基準等：以下の3つを記述しています。

- ・整備基準：規則に定める整備基準です。当該整備項目等の部分の条文を抜粋しています。
- ・整備誘導基準：規則に定める整備誘導基準です。同様に条文を抜粋しています。
- ・整備が望ましい項目：整備基準や整備誘導基準を満たした上で、さらに整備されることが望ましい内容を示すものです。

④解説：整備基準等により具体的な内容や考え方、根拠等を解説しています。

⑤整備例：整備基準等を、その内容に沿って整備したイメージにより図解するものです。

(一部常用漢字がひらがな表記になっています。ご了承ください。)



1 建築物

1 廊下等

【基本的な考え方】

- ・利用者が安全に通行できるよう、滑りにくい仕上げ、段差の解消、幅の確保、壁面に突出物等を設けないといった点を考慮します。
- ・利用者が容易に目的の場所に到達できるよう、また、非常時に避難しやすいよう、分かりやすい動線計画とします。

整備基準

解説

※ ここでは、全ての廊下等が満たすべき共通基準を定めています。一定の経路を構成する廊下等については、p. 44（「7 全ての人が利用しやすい経路」）も参照してください。

下記以外の建築物

多数の者が利用する廊下等は、次に掲げるものとする。

ア 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。

イ 階段の上端に近接する廊下等の部分（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）には、点状ブロック等を敷設すること。ただし、主として自動車の駐車のために供する施設については、この限りでない。

・ p. 140（「床（路面）仕上げの考え方」）参照

＜バリアフリー法施行令＞

第十一条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する廊下等は、次に掲げるものでなければならない。

一 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。

二 階段又は傾斜路(階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。)の上端に近接する廊下等の部分(不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。)には、視覚障害者に対し段差又は傾斜の存在の警告を行うために、点状ブロック等(床面に敷設されるブロックその他これに類するものであって、点状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別できるものをいう。以下同じ。)を敷設すること。ただし、視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、この限りでない。

・ 公立小学校等及び条例第 61 条で追加した特定建築物に対しては、「多数の者が利用する廊下等」と読み替えて適用されます。(バリアフリー法施行令第 23 条、第 24 条)

・ p. 140（「床（路面）仕上げの考え方」）参照

・ 「国土交通大臣が定める場合」とは、階段又は傾斜路の上端に近接する廊下等の部分が次のいずれかに該当する場合を言います。(平成 18 年国土交通省告示第 1497 号第一)

- ①勾配が 1/20 を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの
- ②高さが 16 cm を超えず、かつ、勾配が 1/12 を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの
- ③主として自動車の駐車のために供する施設に設けるもの

条例第 6 章の適用対象建築物

整備が望ましい項目

解説

- ・壁面には、原則として突出物を設けないこと。
- ・柱や曲がり角の出隅は、隅切り又は面取りを行うこと。

- ・障害者や高齢者の利用が多い施設では、手すりを設けること。

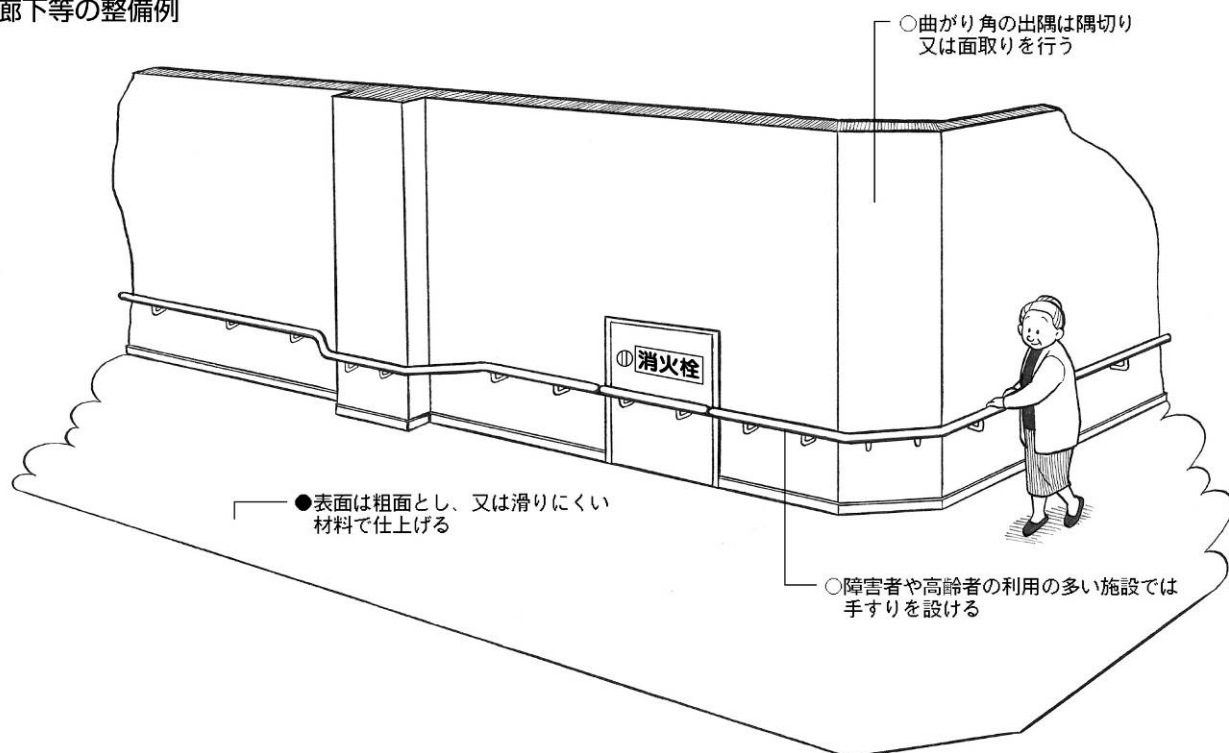
・ 見通しを確保して出会い頭の衝突を防止します。また、車椅子使用者が角を曲がりやすくなります。

・ 両側に、できるだけ連続して設けます。

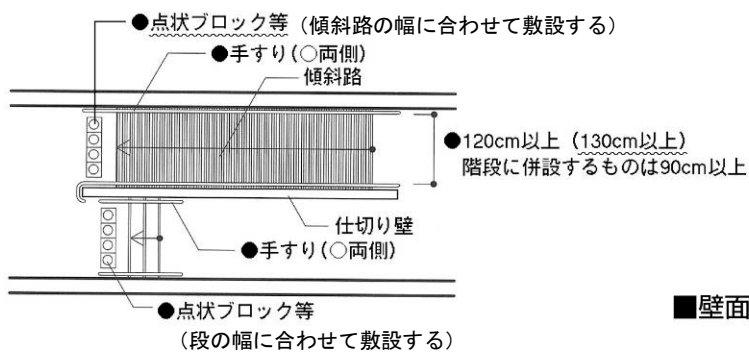
整備例

- ：整備基準（ は条例第6章の適用対象建築物にのみ適用される整備基準）
○：整備が望ましい項目

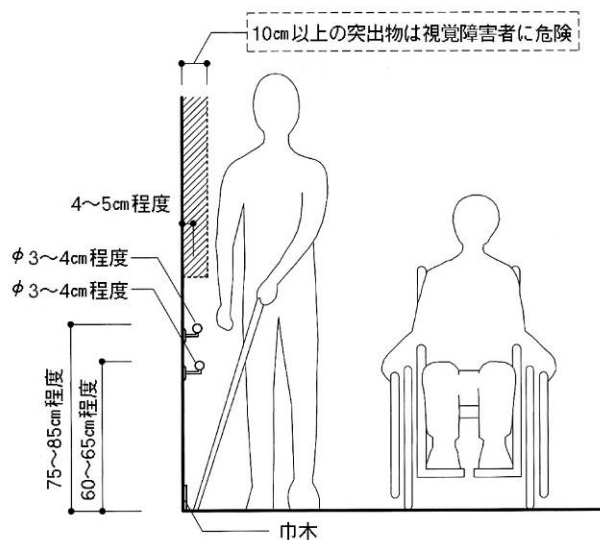
■廊下等の整備例



■高低差が生じる場合の整備例



■壁面の配慮例



■壁面に突出物を設けない例



2 階段

【基本的な考え方】

- ・階段は、転落や転倒の事故の危険性が高い場所であることから、手すりや滑り止めの設置、段の識別しやすさの確保等、安全対策を重視します。
- ・階段は、移動の負担の最も大きい箇所であることから、踏面や蹴上寸法への配慮、幅や踊場の確保等、上りやすい形状とし、負担の軽減を図ります。

整備基準

解説

下記以外の建築物

多数の者が利用する階段は、次に掲げるものとする。

ア 手すりを設けること。

イ 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。

ウ 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度の差が大きいこと等により段を容易に識別することができるものとする。

エ 段鼻の突き出しがないこと等によりつまずきにくい構造とする。

オ 段がある部分の上端に近接する踊場の部分（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）には、点状ブロック等を敷設すること。ただし、主として自動車の駐車のために供する施設については、この限りでない。

カ 主たる階段は、回り階段でないこと。

・ p. 140（「床（路面）仕上げの考え方」）参照

・ 蹴込み板がない、蹴込み寸法が大きい、段鼻が突き出ている等の階段は、つまずきやすく危険です。

・ 回り階段は、踏みはずすおそれがあり危険です。また、視覚障害者にとっては方向感覚を失いやすいものです。

＜バリアフリー法施行令＞

第十二条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する階段は、次に掲げるものでなければならない。

一 踊場を除き、手すりを設けること。

二 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。

三 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別できるものとする。

四 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とする。

・ 公立小学校等及び条例第 61 条で追加した特定建築物に対しては、「多数の者が利用する階段」と読み替えて適用されます。（バリアフリー法施行令第 23 条、第 24 条）

・ 条例により、踊場にも手すりが必要です。

・ p. 140（「床（路面）仕上げの考え方」）参照

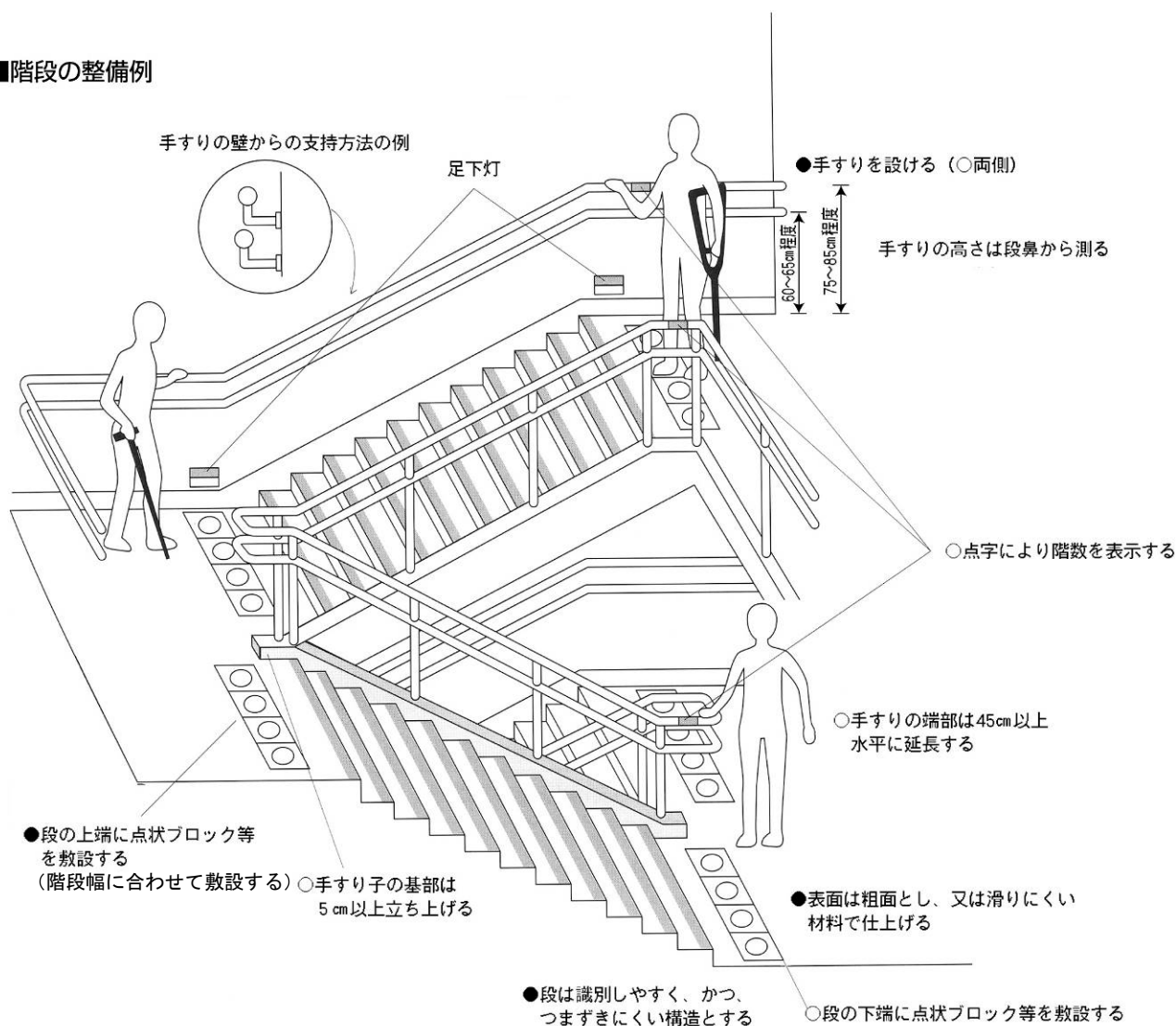
・ 蹴込み板がない、蹴込み寸法が大きい、段鼻が突き出ている等の階段は、つまずきやすく危険です。

条例第 6 章の適用対象建築物

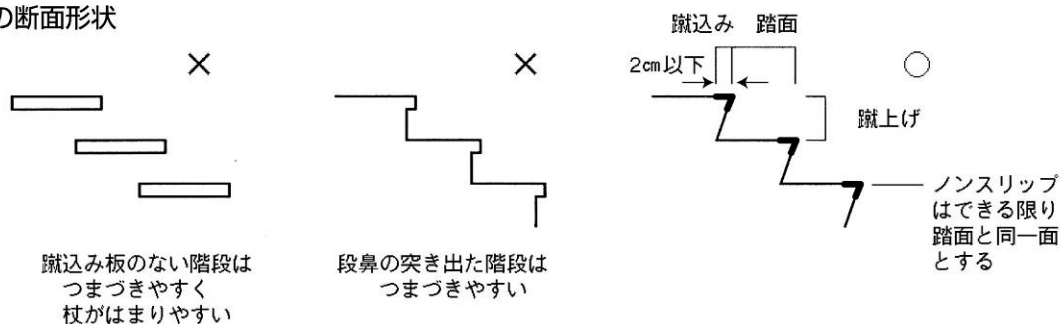
整備例

- ：整備基準（ は条例第6章の適用対象建築物にのみ適用される整備基準）
○：整備が望ましい項目

■階段の整備例



■階段の断面形状



五 段がある部分の上端に近接する踊場の部分（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。ただし、視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、この限りでない。

六 主たる階段は、回り階段でないこと。ただし、回り階段以外の階段を設ける空間を確保することが困難であるときは、この限りでない。

<条例>

第64条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する階段は、次に掲げるものでなければならない。

（１） 踊場に手すりを設けること。

（２） 段がある部分の上端に近接する踊場の部分（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）で知事が別に定めるものには、点状ブロック等（令第11条第2号に規定する点状ブロック等をいう。以下同じ。）を敷設すること。

（３） 主たる階段は、回り階段でないこと。

・ 条例により、点状ブロック等の敷設が必要な踊場の部分を別途定めています。

・ 「国土交通大臣が定める場合」とは、次のいずれかに該当する場合があります。（平成 18 年国土交通省告示第 1497 号第二）

- ① 段がある部分の上端に近接する踊場の部分が主として自動車の駐車に供する施設に設けるもの
- ② 段がある部分と連続して手すりを設けるもの

・ 条例により、全ての場合で回り階段でないことを求めています。

・ 公立小学校等及び条例第 61 条で追加した特定建築物に対しては、「多数の者が利用する階段」と読み替えて適用されます。（条例第 72 条）

・ 「知事が別に定める」踊場の部分とは、段がある部分と連続して手すりを設けるものを言います。ただし、主として自動車の駐車に供する施設に設けるものを除きます。（平成 16 年京都府告示第 569 号）

・ 回り階段は、踏みはずすおそれがあり危険です。また、視覚障害者にとっては方向感覚を失いやすいものです。

整備が望ましい項目

解説

- ・ 手すりは、段の上端及び下端では、45 cm以上水平に延長すること。
- ・ 手すりの端部は下方又は壁側に折り曲げること。
- ・ 手すりの端部付近には、現在位置及び行き先の階を点字により表示すること。
- ・ 手すり子形式とする場合、その基部を 5 cm以上立ち上げること。
- ・ 手すりは両側に設置すること。
- ・ 段の下端に近接する廊下等及び踊場の部分にも、点状ブロック等を敷設すること。
- ・ 蹴上げ、踏面は次の計算式を満たす寸法とすること。

$$55 \text{ cm} \leq T + 2 R \leq 65 \text{ cm} \quad (T : \text{踏面}, R : \text{蹴上げ})$$

・ 段から水平な所に踏み出す部分ではつまずきやすいので、手すりを水平に延長し、体を支えられるようにします。

・ 服の袖口の引っ掛かり防止や衝突時の安全を考慮した納まりとします。

・ 杖先の脱落を防止するためのものです。

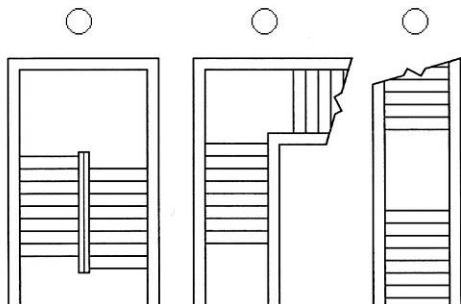
・ 一般に、蹴上げ 16 cm程度以下、踏面 30 cm程度以上が望ましいとされます。

整備例

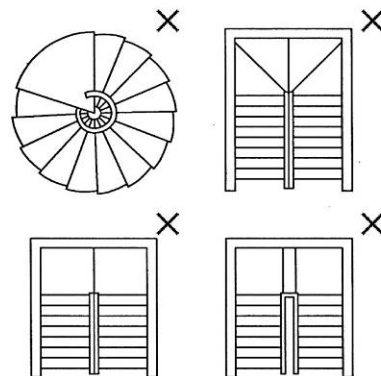
- ：整備基準（ は条例第6章の適用対象建築物にのみ適用される整備基準）
○：整備が望ましい項目

■階段の平面形状

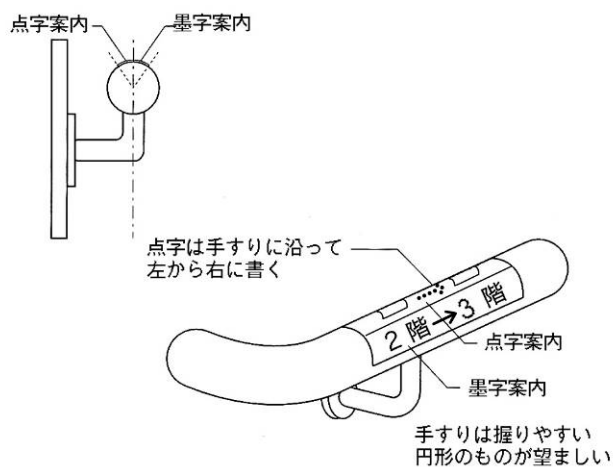
◇回り階段でない例



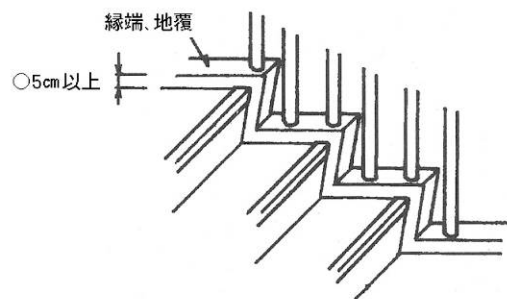
◇回り階段の例



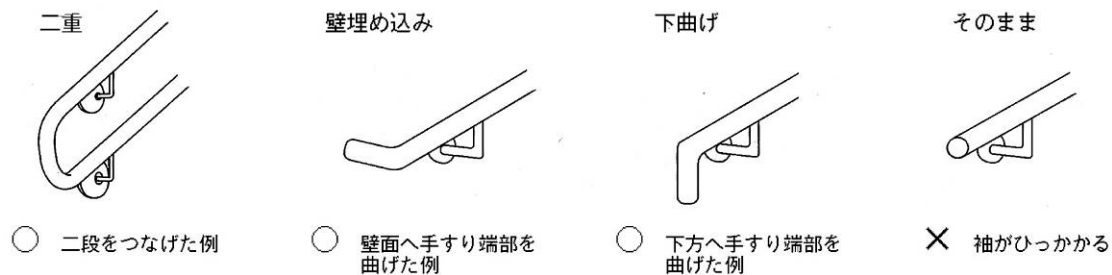
■点字表示



■立ち上がりの設置例



■手すりの端部の処理



3 傾斜路

【基本的な考え方】

- ・廊下や通路には段差を設けないことが基本ですが、やむを得ず段差が生じる場合には、傾斜路を設置します。設置にあたっては、勾配への配慮、幅の確保、手すりや踊場の設置等、無理なく安全に上り下りできるものにするとともに、誰もが利用しやすい動線上に配置するようにします。

整備基準

解説

※ ここでは、全ての傾斜路が満たすべき共通基準を定めています。一定の経路を構成する傾斜路については、p. 46（「7 全ての人が利用しやすい経路」）も参照してください。

下記以外の建築物

多数の者が利用する傾斜路（階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。）は、次に掲げるものとする。

- ア 勾配が12分の1を超え、又は高さが16センチメートルを超える傾斜がある部分には、手すりを設けること。
- イ 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げることに。
- ウ その前後の廊下等との色の明度の差が大きいこと等によりその存在を容易に識別することができるものとする。

・ p. 140（「床（路面）仕上げの考え方」）参照

＜バリアフリー法施行令＞

第十三条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する傾斜路（階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。）は、次に掲げるものでなければならない。

- 一 勾配が十二分の一を超え、又は高さが十六センチメートルを超える傾斜がある部分には、手すりを設けること。
- 二 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げることに。
- 三 その前後の廊下等との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別できるものとする。
- 四 傾斜がある部分の上端に近接する踊場の部分（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。ただし、視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、この限りでない。

・ 公立小学校等及び条例第 61 条で追加した特定建築物に対しては、「多数の者が利用する傾斜路」と読み替えて適用されます。（バリアフリー法施行令第 23 条、第 24 条）

・ p. 140（「床（路面）仕上げの考え方」）参照

・ 「国土交通大臣が定める場合」とは、傾斜がある部分の上端に近接する踊場の部分が次のいずれかに該当する場合又は傾斜がある部分と連続して手すりを設ける場合を言います。（平成 18 年国土交通省告示第 1497 号）

- ① 勾配が 1/20 を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの
- ② 高さが 16 cm を超えず、かつ、勾配が 1/12 を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの
- ③ 主として自動車の駐車のために供する施設に設けるもの

条例第 6 章の適用対象建築物

整備が望ましい項目

解説

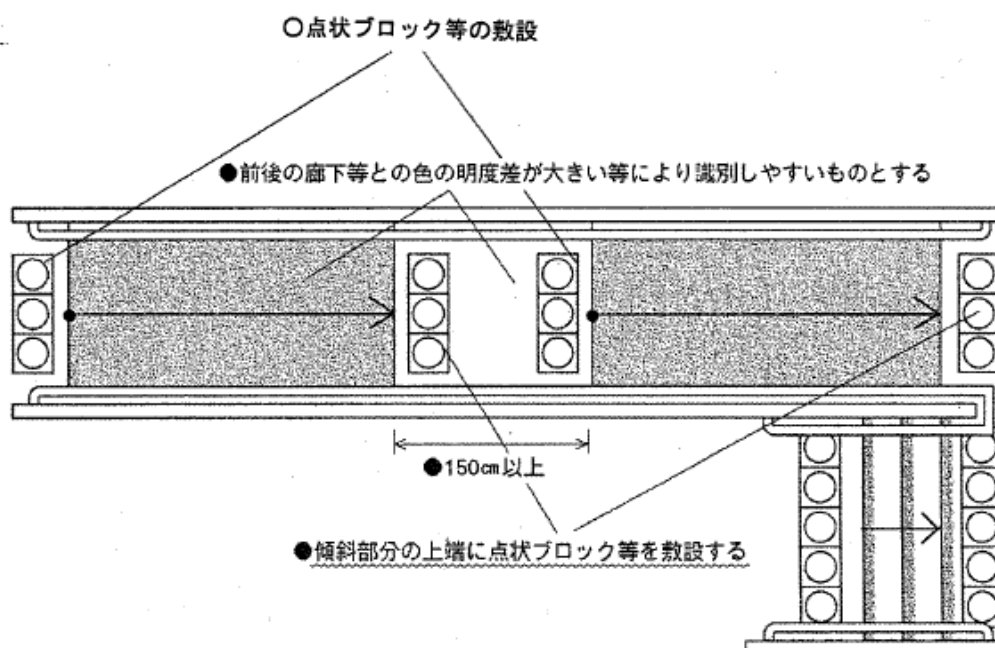
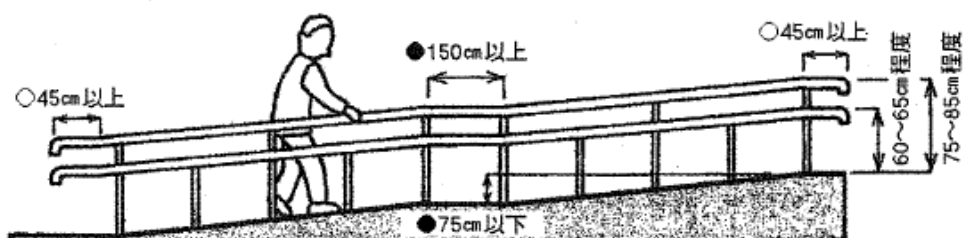
- ・ 手すりについて、階段の手すりと同様の措置を講じること。

・ p. 14（「2 階段」の「整備が望ましい項目」）参照

整備例

- ：整備基準（ は条例第6章の適用対象建築物にのみ適用される整備基準）
○：整備が望ましい項目

■傾斜路の整備例



4 便所

【基本的な考え方】

- ・誰にとっても、外出時に便所が利用できるかどうかは切実な問題です。したがって、障害者や高齢者等の社会参加を促進する上で、誰もが利用しやすい便所を整備することが重要です。
- ・多様な利用者、利用形態を考慮して、多機能であるよう整備するとともに、複数の便所を設ける場合には、様々なヴァリエーションを持たせるよう工夫します。

整備基準

解説

(1) 多数の者が利用する便所を設ける場合には、その床の表面は、滑りにくい材料で仕上げること。

(2) (1)に定める便所のうち1以上は、次に掲げるものとする。

ア 次に定める構造の車椅子使用者用便房を1以上（男子用及び女子用の区別のある場合にあっては、それぞれ1以上）設けること。

(7) 腰掛便座、手すり等が適切に配置されていること。

(4) 車椅子使用者が円滑に利用できるよう十分な空間が確保されていること。

(9) 戸は、引き戸（構造上やむを得ない場合にあっては、外開き戸）とすること。

イ 車椅子使用者用便房が設けられている便所の出入口又はその付近に、その旨を表示した標識を掲示すること。

ウ 車椅子使用者用便房が設けられている便所の洗面器又は手洗器のうち1以上に、レバー式、光感知式その他の操作が容易な方式による水栓を設けること。

(3) 多数の者が利用する男子用小便器のある便所を設ける場合には、そのうち1以上に、手すりを配置した床置き式の小便器、壁掛式の小便器（受け口の高さが35センチメートル以下のものに限る。）その他これらに類する小便器を1以上設けること。

(4) 条例別表第2の1の項の(12)に掲げる用途に供する建築物（体育館（一般公共の用に供されるものに限る。）、水泳場（一般公共の用に供されるものに限る。）、又はポーリング場その他これらに類する運動施設に限る。）で用途面積が1,000平方メートル以上のものに、多数の者が利用する便所を設ける場合には、そのうち1以上は、次に掲げるものとする。

ア 乳幼児を座らせることができる設備を設けた便房を1以上（男子用及び女子用の区別のある場合にあっては、それぞれ1以上）設け、かつ、当該便房及び当該便房が設けられている便所の出入口又はその付近に、その旨を表示した標識を掲示すること。

イ 乳幼児のおむつ交換をすることができる設備を1以上設け、かつ、当該設備が設けられている便所の出入口又はその付近に、その旨を表示した標識を掲示すること。ただし、他の場所に乳幼児のおむつ交換をすることができる設備を設け、かつ、当該場所にその旨を表示した標識を掲示する場合は、この限りでない。

・ p.140（「床（路面）仕上げの考え方」）参照

・「その他これらに類する小便器」とは、床置き式男子用小便器と同様に、杖使用者等が円滑に利用することが可能な床置き式に類する小便器を言います。

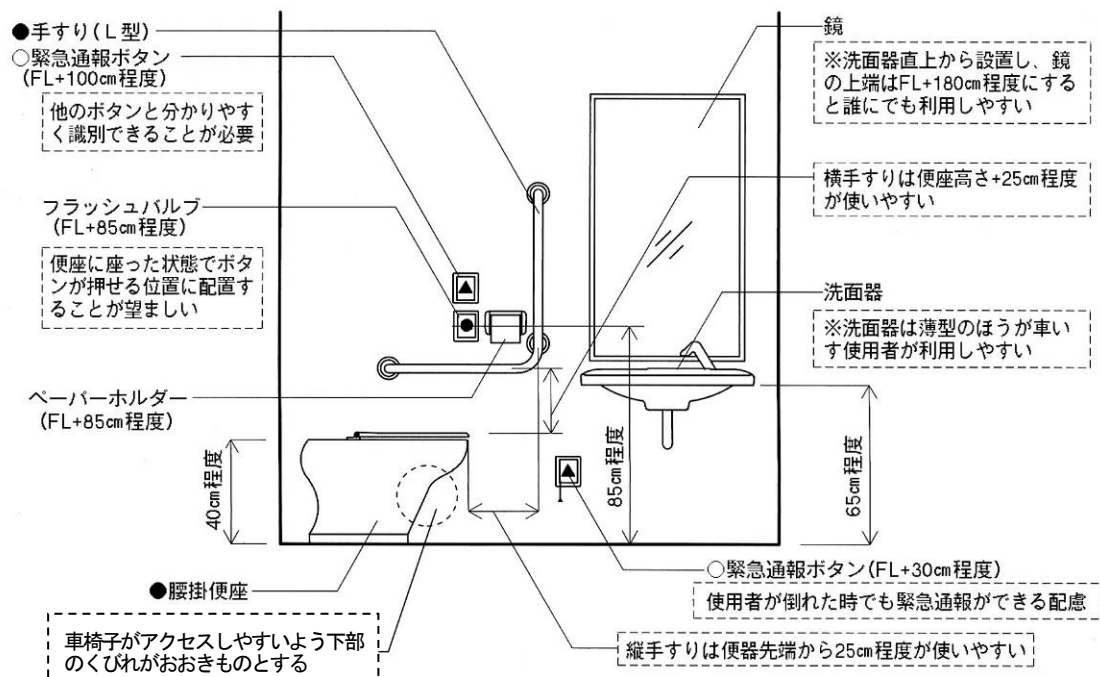
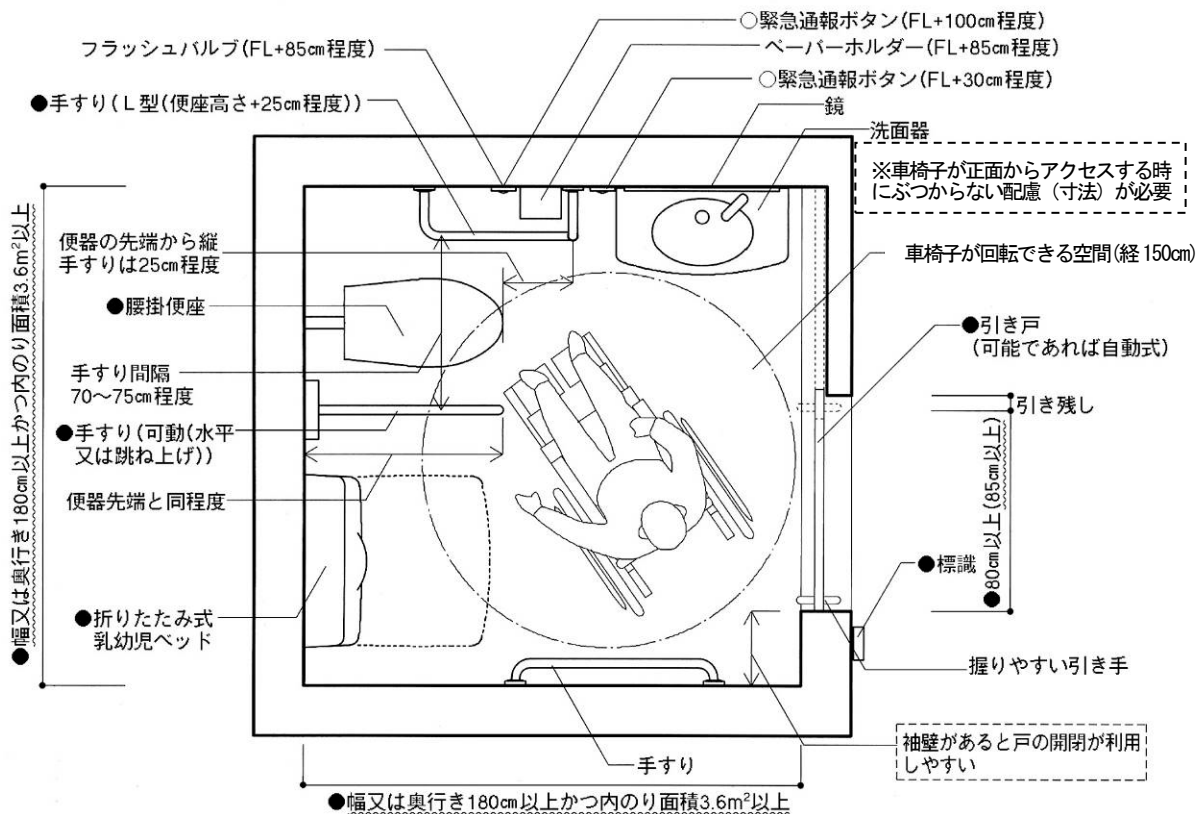
・ 大人が用を足すときに、乳幼児を座らせておくための設備です。

・ 男女ともに使えるよう、男女共用の場所又は男子用、女子用それぞれの場所に設置することが望まれます。

整備例

- ：整備基準（ は条例第6章の適用対象建築物にのみ適用される整備基準）
○：整備が望ましい項目

■車椅子使用者用便房の整備例



※ 水洗ボタン、ペーパーホルダー、緊急通報ボタンの配置は、JIS S 0026 (P21) によることが望ましい。(上図の配置はJISと異なる。)

＜バリアフリー法施行令＞

第十四条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所は、これらの者が当該便所を利用する上で支障がないものとして国土交通大臣が定める配置の基準に従い、これらの者が利用する階（当該階においてこれらの者が利用する部分の床面積、当該部分の利用方法その他の事情を勘案して国土交通大臣が定める階を除く。）の階数に相当する数（床面積が一万平方メートルを超える階がある場合にあっては、当該数に当該階の床面積に応じて国土交通大臣が定める数を加えた数）以上設けるものでなければならない。

2 前項の規定により便所を設ける階においては、当該便所のうち一以上（当該階の床面積が一万平方メートルを超える場合にあっては、当該床面積に応じて国土交通大臣が定める数以上）に、車椅子使用者用便房（車椅子を使用している者（以下「車椅子使用者」という。）が円滑に利用することができるものとして国土交通大臣が定める構造の便房をいう。以下同じ。）を一以上（当該車椅子使用者用便房に男子用及び女子用の区別を設ける場合にあっては、それぞれ一以上。以下この項において同じ。）設けなければならない。ただし、当該階が直接地上へ通ずる出入口のある階（第十九条第一項第一号及び第二項第五号イにおいて「地上階」という。）であり、かつ、車椅子使用者用便房を一以上設ける施設が同一敷地内の当該出入口に近接する位置にある場合その他の車椅子使用者が車椅子使用者用便房を利用する上で支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、この限りでない。

3 前項に定めるもののほか、第一項の規定により設ける便所のうち一以上には、高齢者、障害者等が円滑に利用することができる構造の水洗器具を設けた便房を一以上（当該便房に男子用及び女子用の区別を設ける場合にあっては、それぞれ一以上）設けなければならない。

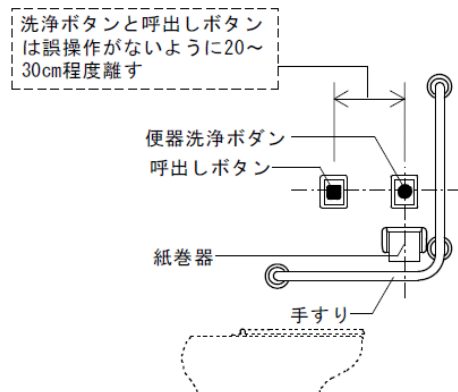
4 前二項に定めるもののほか、第一項の規定により設ける便所であって男子用小便器を設けるもののうち一以上には、床置き式の小便器、壁掛式の小便器（受け口の高さが三十五センチメートル以下のものに限る。）その他これらに類する小便器を一以上設けなければならない。

- ・ 公立小学校等及び条例第 61 条で追加した特定建築物に対しては、「多数の者が利用する便所」と読み替えて適用されます。（バリアフリー法施行令第 24 条、第 25 条）
- ・ 「国土交通大臣が定める配置の基準」とは、特定の階に偏ることなく設けることその他の不特定かつ多数の者又は高齢者、障害者等が不特定多数利用便所を利用する上で支障がない位置に設けることをいいます。（令和 6 年国土交通省告示第 1074 号第一）
- ・ 「国土交通大臣が定める階」とは、次のものをいいます。（令和 6 年国土交通省告示第 1074 号第二）
 - ① 地上階で便所を設ける施設が同一敷地内かつその階の出入口付近（近接）にある階
 - ② 不特定多数の者等が利用する部分の床面積が著しく小さい階、不特定多数の者等の滞在時間が短い階、その他管理運営上やむを得ない階
- ・ 令第 14 条第 1 項に規定する「国土交通大臣が定める数」は当分の間定めないこととなっています。
- ・ 令第 14 条第 2 項に規定する「国土交通大臣が定める数」とは、次のものをいいます。（令和 6 年国土交通省告示第 1074 号第三）
 - ① 便所設置階の床面積が一万㎡を超え、四万㎡以下の場合
 - 二 ② 便所設置階の床面積が四万㎡を超える場合 当該床面積に相当する階に二万分の一を乗じて得た数（一未満の端数切り上げ）
- ・ 「国土交通大臣が定める構造」とは、次のものをいいます。（令和 6 年国土交通省告示第 1074 号第四）
 - ① 腰掛便座、手すり等が適切に配置されていること。
 - ② 車椅子使用者が円滑に利用できるよう十分な空間が確保されていること。
- ・ 「支障がないものとして国土交通大臣が定める場合」とは、令和 6 年国土交通省告示第 1074 号第五に規定する場合をいいます。
- ・ 「水洗器具」とは、オストメイト（人工肛門・人工膀胱造設者）対応の設備を言います。

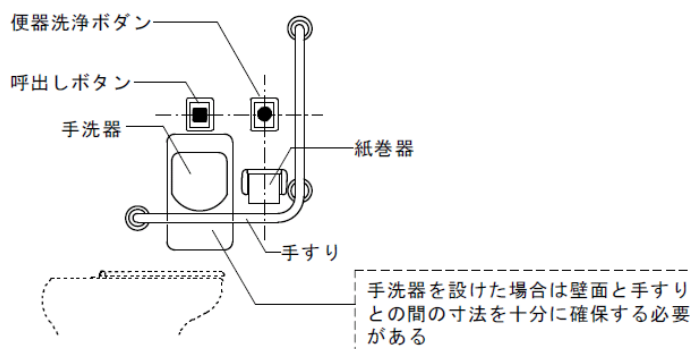
整備例

- ：整備基準（ は条例第6章の適用対象建築物にのみ適用される整備基準）
○：整備が望ましい項目

■洗浄ボタン等の標準配置例 (JIS S 0026による)



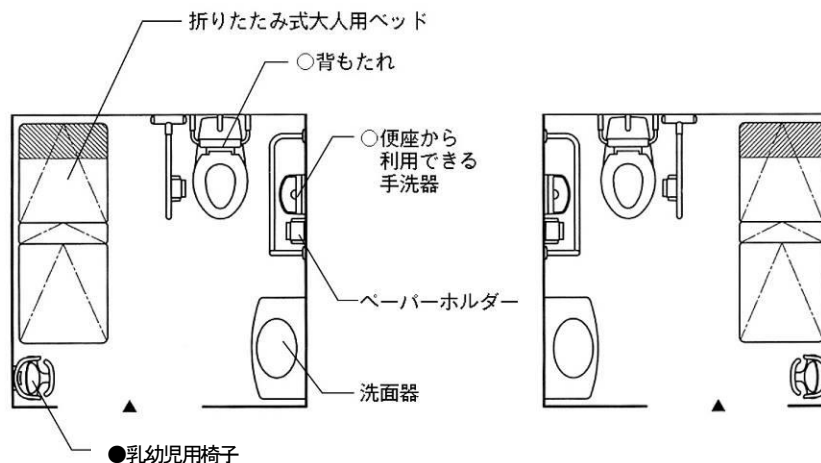
■手洗器を設ける場合の洗浄ボタン等の配置例



多数の方が利用する公共性の高いトイレは、「どこのトイレに行っても設備の配置や操作方法が同じでわかりやすい」という安心感を提供できるものでなくてはなりません。2007年に、大便器周りの操作系設備の共通ルールである「JIS S 0026—公共トイレにおける便房内操作部の形状、色、配置及び器具の配置」が定められました。

このJISに基づき、呼出し（緊急通報）ボタン、便器洗浄ボタン、紙巻器の3点は、上図のように配置することが望まれます。

■左右勝手別のレイアウト例



（便器の側方からアプローチし、移乗する場合、左図では車椅子が右手側に、右図では車椅子が左手側にくる）

第二十条 移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の付近には、国土交通省令で定めるところにより、それぞれ、当該エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設があることを表示する標識を設けなければならない。

<条例>

第 65 条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所は、その床の表面について、滑りにくい材料で仕上げるものでなければならない。

2 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所に設ける車椅子使用者用便房（令第 14 条第 2 項本文に規定する車椅子使用者用便房をいう。以下この条、第 70 条第 1 項第 2 号及び第 71 条第 4 号において同じ。）は、次に掲げるものでなければならない。

（1）便房及び当該便房が設けられている便所の出入口の幅は、85 センチメートル以上とすること。

（2）便房の出入口の戸は、引き戸（構造上やむを得ない場合にあっては、外開き戸）とし、車椅子使用者が容易に開閉して通過することができる構造とすること。

3 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける建築物には、その内部の幅又は奥行きを180センチメートル以上とし、かつ、内のり面積を3.6平方メートル以上とする車椅子使用者用便房を、車椅子使用者が当該便所を利用する上で支障がないものとして知事が定める配置の基準に従い、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に掲げる数以上、設けなければならない。

（1）男子用の車椅子使用者用便房 当該車椅子使用者用便房であって、令第14条第2項本文の規定により設けるもの又はその設置が同項ただし書の規定の適用の要件とされるもの（当該建築物内に設けるものに限る。）の総数

（2）女子用の車椅子使用者用便房 当該車椅子使用者用便房であって、令第14条第2項本文の規定により設けるもの又はその設置が同項ただし書の規定の適用の要件とされるもの（当該建築物内に設けるものに限る。）の総数

（3）その他の車椅子使用者用便房 当該車椅子使用者用便房であって、令第14条第2項本文の規定により設けるもの又はその設置が同項ただし書の規定の適用の要件とされるもの（当該建築物内に設けるものに限る。）の総数

4 令第 14 条第 4 項の規定により設ける床置き式の小便器、壁掛式の小便器（受け口の高さが 35 センチメートル以下のものに限る。）その他これらに類する小便器のうち 1 以上には、手すりを設けなければならない。

・「国土交通省令で定めるところ」とは、次のとおりです。（国土交通省令第 113 号）

①高齢者、障害者等の見やすい位置に設けなければならない。

②当該標識に表示すべき内容が容易に識別できるもの（JIS Z8210 に定められているときは、これに適合するもの）でなければならない。

・公立小学校等及び条例第 61 条で追加した特定建築物に対しては、「多数の者が利用する便所」と読み替えて適用されます。（条例第 72 条）

・p. 140（「床（路面）仕上げの考え方」）参照

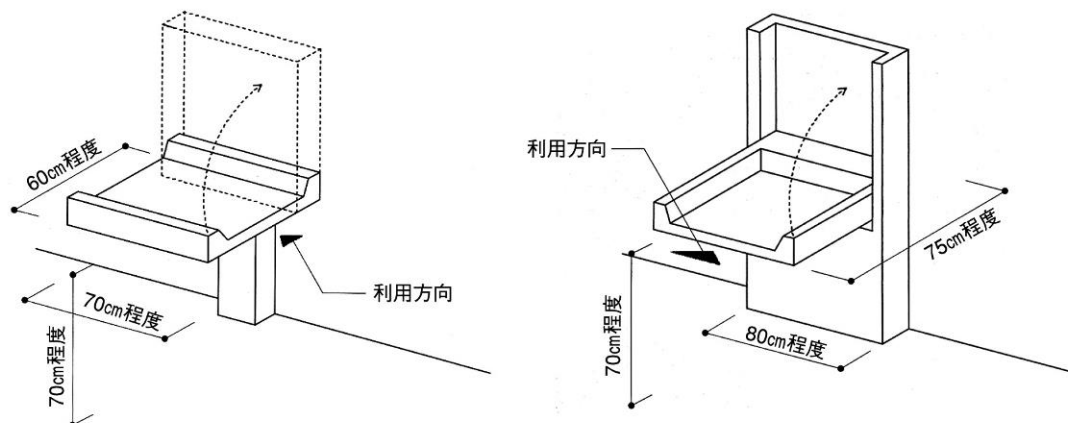
・車椅子で便房に出入りする際には、やや斜めになる場合があるので、80 cm より少し余裕を見て 85 cm としています。

・知事が定める配置の基準とは、特定の階に偏ることなく利用する上で支障が生じない位置に設けることをいいます。（令和 7 年京都府告示第 135 号）

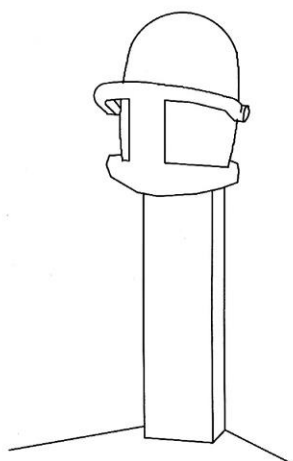
整備例

- ：整備基準（ は条例第6章の適用対象建築物にのみ適用される整備基準）
○：整備が望ましい項目

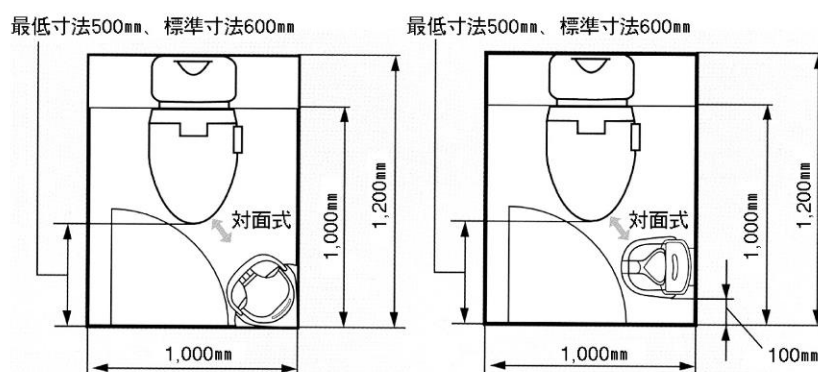
■壁取り付け乳幼児用ベッドの例



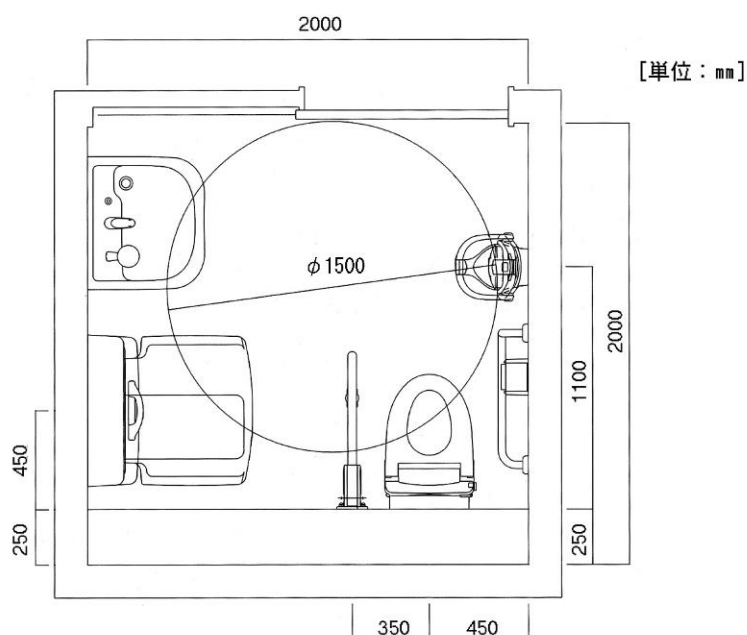
■乳児用椅子の例



■乳児用椅子を一般便房に設ける場合のレイアウト例



■車椅子使用者用便房に乳幼児用ベッドと乳幼児用椅子を設ける場合のレイアウト例



- 5 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所で和式便器（腰掛便座が設けられていない便器をいう。以下同じ。）を設けた便房があるもののうち1以上（男子用及び女子用の区別がある場合にあっては、それぞれ1以上）には、手すりを設けなければならない。
- 6 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所で腰掛便座を設けた便房（車椅子使用者用便房を除く。）があるもののうち1以上（男子用及び女子用の区別がある場合にあっては、それぞれ1以上）には、手すりを設けなければならない。
- 7 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所で洗面器又は手洗器があるもののうち1以上（男子用及び女子用の区別がある場合にあっては、それぞれ1以上）には、レバー式、光感知式その他の操作が容易な方式による水栓を設けなければならない。
- 8 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用する便所で和式便器を設けるもののうち1以上（男子用及び女子用の区別がある場合にあっては、それぞれ1以上）には、足踏み部分に点状ブロック等を敷設しなければならない。男子用小便器及び洗面器又は手洗器の足踏み部分についても、同様とする。
- 9 別表第2の1の項の(2)から(5)までに掲げる用途、同項の(6)に掲げる用途（卸売市場を除く。）、同項の(8)のア、(13)若しくは(14)に掲げる用途、同項の(15)に掲げる用途（飲食店に限る。）若しくは同項の(16)に掲げる用途に供する建築物（当該各用途に供する部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上のものに限る。）又は同項の(12)に掲げる用途（体育館（一般公共の用に供されるものに限る。）、水泳場（一般公共の用に供されるものに限る。）及びボートリング場に限る。）に供する建築物（当該用途に供する部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上のものに限る。）に設ける便所で多数の者が利用するもののうち1以上（男子用及び女子用の区別がある場合にあっては、それぞれ1以上）は、次に掲げるものでなければならない。
 - (1) 便所内に、乳幼児の保護者等が乳幼児とともに円滑に利用することができる次に掲げる便房及び設備をそれぞれ1以上設けること。ただし、イに掲げる設備にあっては、乳幼児の保護者等が利用することができるものが当該建築物に1以上設けられている場合（当該設備又はその付近に、当該設備があることを表示する標識が設けられている場合に限る。）は、この限りでない。
 - ア 乳幼児を座らせておくことができる設備を設けた便房
 - イ 乳幼児のおむつの交換をすることができる設備
 - (2) 前号ア又はイの設備が設けられている便房及び便所の出入口又はその付近に、当該設備があることを表示する標識を設けること。

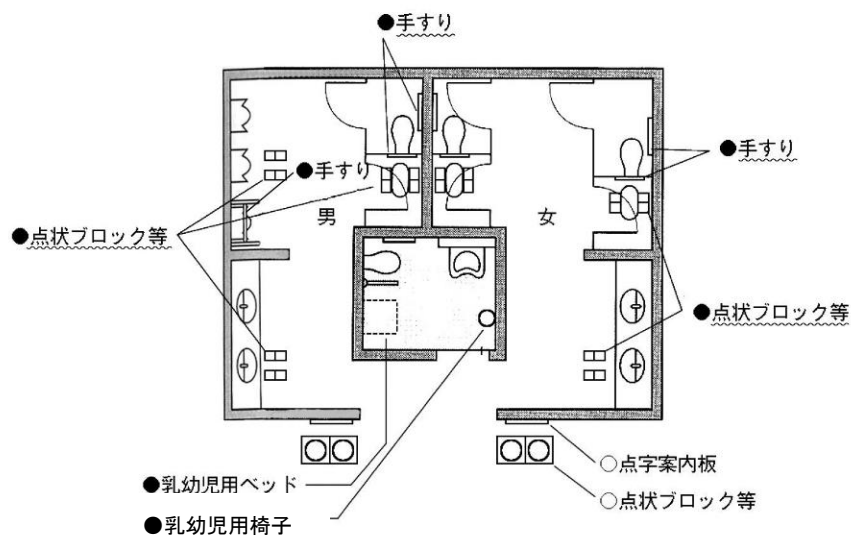
- ・ 大人が用を足すときに、乳幼児を座らせておくための設備です。
- ・ 男女ともに使えるよう、男女共用の場所又は男子用、女子用それぞれの場所に設置することが望まれます。

整備例

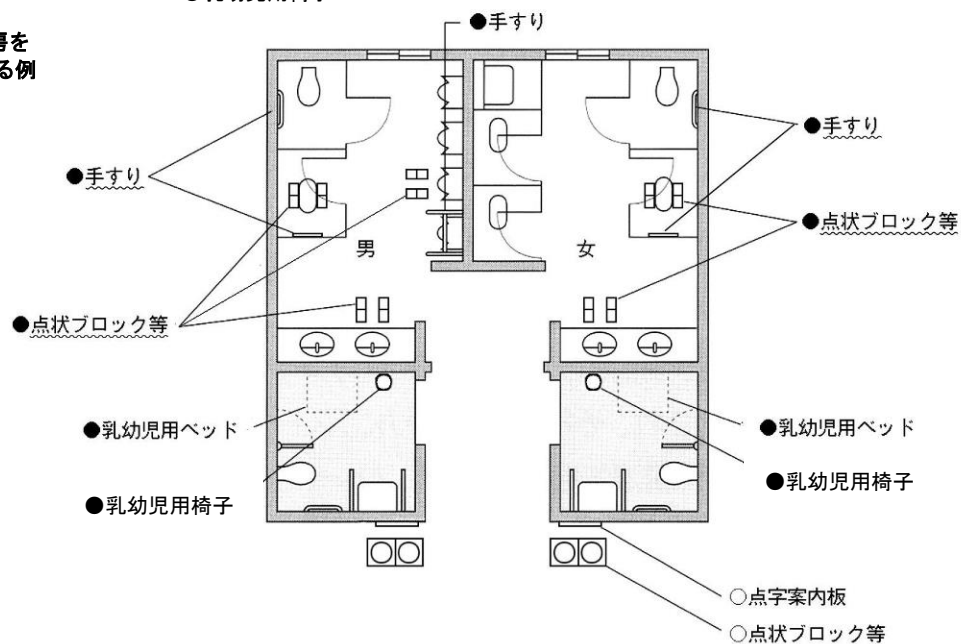
- ：整備基準（ は条例第6章の適用対象建築物にのみ適用される整備基準）
○：整備が望ましい項目

■便所の整備例

◇車椅子使用者用便房を男女共用で設ける例

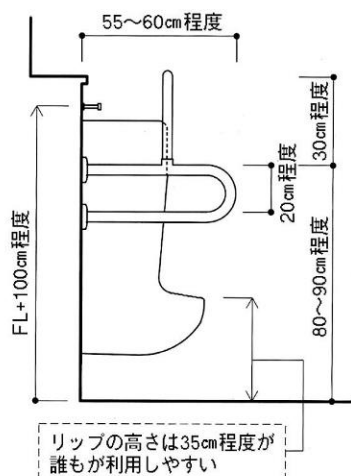


◇車椅子使用者用便房を男女それぞれ設ける例

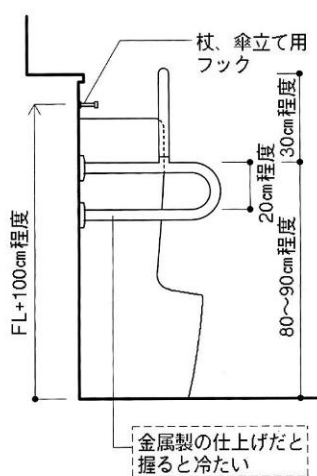


■小便器

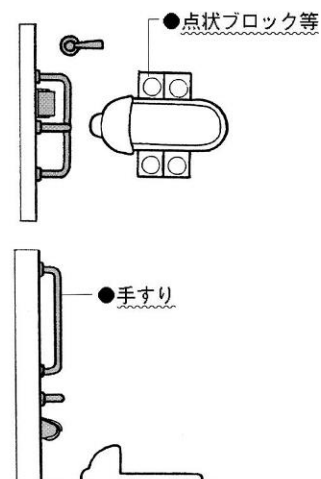
◇壁掛式低リップ



◇床置き式ストール



■和式便器の整備例



整備誘導基準	解説
	・ p. 122 (「6 整備誘導基準」の「1 便所」) 参照
整備が望ましい項目	解説
・ 便所の出入口付近に男子用及び女子用の区別並びに便所の構造を音、点字その他の方法により視覚障害者に示すための設備を設けること。 ＜車椅子使用者用便房について＞ ・ 他の便房のある便所と一体的に、又は隣接した位置に設けること。 ・ 戸の施錠装置は、操作しやすいものとし、緊急時には外部から解錠できるものとする。 ・ 荷物棚やフックを設けること。 ・ 腰掛便座の背後に背もたれを設けること。 ・ 洗浄装置は、靴べら式、光感知式その他の操作が容易な方式のものとする。 ・ 洗浄装置及びペーパーホルダーは、便座及び車椅子上から利用しやすい位置に設けること。 ・ 便座から利用できる位置に手洗器を設けること。 ・ 緊急通報装置を設けること。 ・ 各階に1以上（男子用及び女子用の区別のある場合はそれぞれ1以上）設けること。 ・ 複数の車椅子使用者用便房を設ける場合は、同じ型とせず、様々なヴァリエーションのものとする。	・ 点字案内板とする場合は、その手前の床面に点状ブロック等を敷設します。 ・ 指先での細かな操作が不要なものとしします。 ・ 車椅子使用者が接近しやすいよう、高さや袖壁の設置等について考慮します。 ・ 車椅子使用者にも、立位でも使いやすい高さを考慮します。 ・ 座位姿勢の保持が困難な場合や排泄に時間がかかる場合に有効です。介助者が後ろから支える負担の軽減にもなります。 ・ 尿器やカテーテルを使用する利用者は、便座に移乗せず、車椅子上に座ったまま排泄します。 ・ 便座に座ったままの状態の手洗器を使用したい場合に有効です。 ・ 便座及び車椅子上から操作できる位置に設けます。 ・ 転倒時のために、低い位置にも設けるか床面付近から紐等で操作できるようにします。 ・ 身体状況や利き腕の違いによって便座への移乗動作をはじめ、利用形態が様々です。 ・ 左右勝手の別に対応してレイアウトを反転させたり、1つの多機能便房では様々な利用者に対応しきれない場合には、設備の異なる多機能便房を分散したりする工夫が求められます。 ・ 便器については、一般の卵型形状のものが汎用性がありますが、便器に逆向きにまたがって利用する場合や摘便を行う場合、後始末に介助を要する場合等には、細長い形状のものが有効です。 ・ 暖房便座については、知覚麻痺がある場合は、低温やけどをおこすおそれがあることに留意します。 ・ 温水洗浄便座とする場合、操作盤は、便器の横に付くと移乗動作の妨げとなる場合があるため、壁面に配置します。

整備例

●：整備基準（_____は条例第6章の適用対象建築物にのみ適用される整備基準）

○：整備が望ましい項目

■標識の例



※条例第6章の適用対象建築物について、移動等円滑化の措置がとられた便所の付近には、JIS Z8210に適合する標識を設ける必要があります。（P.142-144 参照）



出典：日本オストミー協会

5 敷地内の通路

【基本的な考え方】

- ・道路や駐車場から建築物の出入口までの通路、同一敷地内の建築物間の通路は、利用者が安全かつ円滑に通行できるよう、滑りにくい仕上げ、段差の解消、幅の確保、視覚障害者の誘導等のほか、分かりやすい動線、歩車分離、夜間の照明等についても考慮します。
- ・障害者や高齢者等、行動上の制約を受ける利用者が他の利用者と著しく異なる経路を利用することとならないよう留意します。

整備基準

解説

※ ここでは、全ての敷地内の通路が満たすべき共通基準を定めています。一定の経路を構成する敷地内の通路については、p. 60（「7 全ての人が利用しやすい経路」）も参照してください。

下記以外の建築物

多数の者が利用する敷地内の通路は、次に掲げるものとする。

ア 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。

イ 段がある部分は、次に掲げるものとする。

(7) 手すりを設けること。

(4) 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度の差が大きいこと等により段を容易に識別することができるものとする。

(5) 段鼻の突き出しがないこと等によりつまずきにくい構造とすること。

ウ 傾斜路は、次に掲げるものとする。

(7) 勾配が12分の1を超え、又は高さが16センチメートルを超え、かつ、勾配が20分の1を超える傾斜がある部分には、手すりを設けること。

(4) その前後の通路との色の明度の差が大きいこと等によりその存在を容易に識別することができるものとする。

・ p. 140（「床（路面）仕上げの考え方」）参照

・ p. 12（「2 階段」）参照

・ p. 16（「3 傾斜路」）参照

・ 敷地内の通路で、勾配が20分の1を超えない緩やかな斜面は、傾斜路とみなさない。

＜バリアフリー法施行令＞

第十七条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する敷地内の通路は、次に掲げるものでなければならない。

一 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。

二 段がある部分は、次に掲げるものであること。

イ 手すりを設けること。

ロ 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別できるものとする。

ハ 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。

三 傾斜路は、次に掲げるものであること。

イ 勾配が十二分の一を超え、又は高さが十六センチメートルを超え、かつ、勾配が二十分の一を超える傾斜がある部分には、手すりを設けること。

ロ その前後の通路との色の明度、色相又は彩度の差が大きいこと等によりその存在を容易に識別できるものとする。

・ 公立小学校等及び条例第61条で追加した特定建築物に対しては、「多数の者が利用する敷地内の通路」と読み替えて適用されます。（バリアフリー法施行令第24条、第25条）

・ p. 140（「床（路面）仕上げの考え方」）参照

・ p. 12（「2 階段」）参照

・ p. 16（「3 傾斜路」）参照

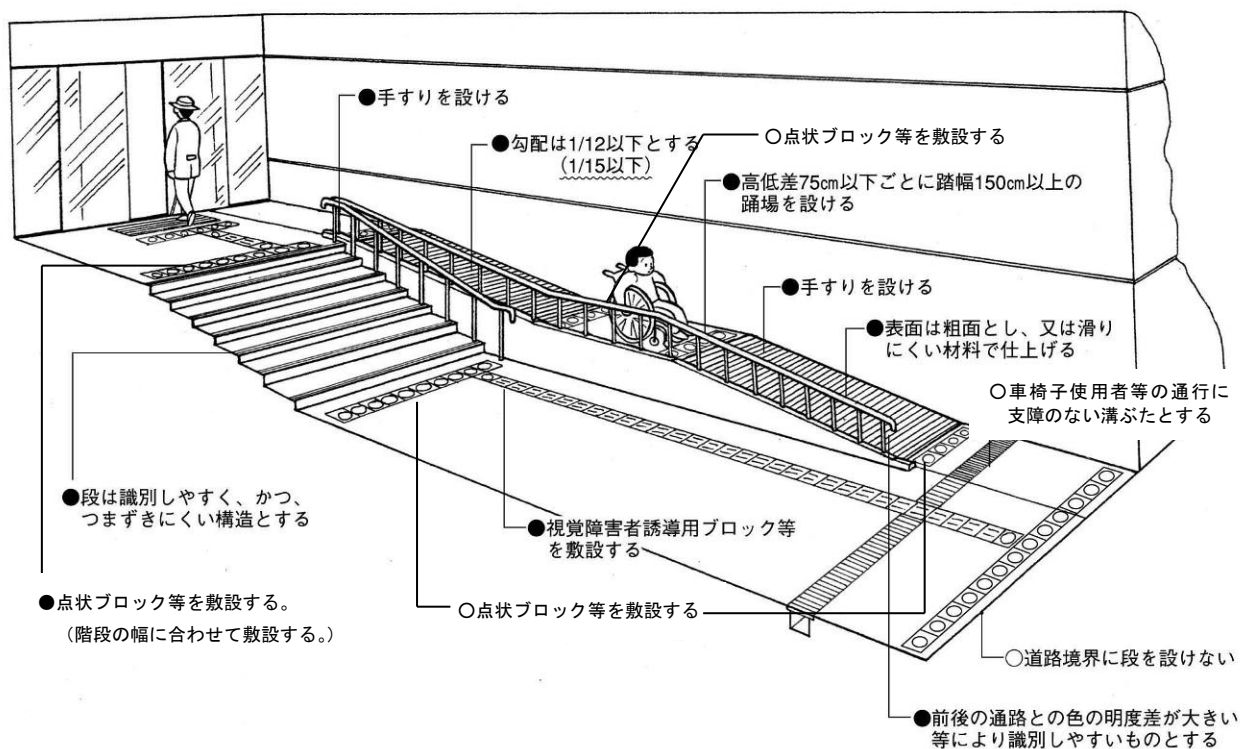
条例第6章の適用対象建築物

整備例

●：整備基準（ は条例第6章の適用対象建築物にのみ適用される整備基準）

○：整備が望ましい項目

敷地内の通路の整備例



傾斜路の位置案内表示例



敷地が広い場合等、遠くからでも傾斜路の設置場所が分かりやすいように案内表示をするためのマークの例。

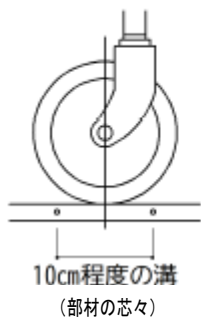
整備が望ましい項目	解説
・道路と敷地の境界において、車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。 ・やむを得ず通路を横断する排水溝を設ける場合は、車椅子のキャスター及びつえが落ち込まない構造の溝ぶたを設けること。 ・歩行者と自動車の動線は分離すること。 ・敷地が広い場合等、必要に応じて案内板を設けること。	・溝ぶたの目が粗いと、車椅子のキャスターやつえが落ち込み、通行に支障となるだけでなく、転倒の危険もあります。 ・格子型の場合、ピッチ 15 mm 以下×100 mm 以下等の細目タイプとします。

整備例

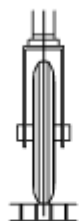
- ：整備基準（ は条例第6章の適用対象建築物にのみ適用される整備基準）
○：整備が望ましい項目

■排水溝等に車椅子の前輪が落下しない配慮

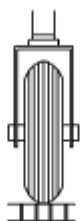
車椅子前輪の大きさ



手動車椅子



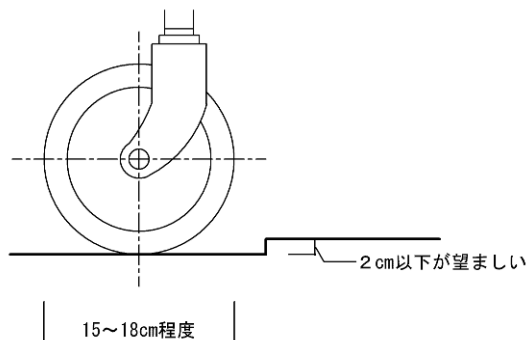
電動車椅子



ピッチ1.5cm以下、隙間1cm以下の溝
(部材の芯々)

主要な経路上にある排水溝等の蓋の隙間は、杖先や車椅子の前輪が落ちないように目が細かいもの（ピッチ：1.5cm以下、隙間：1cm以下）とし、濡れても滑りにくい仕上げとする。

○段差の解消の例



※ 2cm以下の段は、段がある部分とはみなさない

6 駐車場

【基本的な考え方】

- ・ 障害者や高齢者等の社会参加を促進する上で、自動車は有効な移動手段であることから、駐車場の利便性や安全性に十分配慮することが重要です。
- ・ 車椅子利用者用駐車施設については、安全に乗り降りできるスペースを確保するとともに、建築物の出入口に近い位置に設け、当該駐車施設から出入口まで安全かつ円滑に通行できる経路を整備します。

整備基準

解説

下記以外の建築物

- (1) 多数の者が利用する駐車場（機械式のもの又は全駐車台数が 50 台未満のものを除く。）を設ける場合には、車椅子利用者用駐車施設を、全駐車台数が 100 台未満の場合にあっては 1 以上、全駐車台数が 100 台以上の場合にあっては 2 以上設けること。
- (2) 車椅子利用者用駐車施設は、次に掲げるものとする。
- ア 幅は、3.5メートル以上とすること。
- イ 車椅子利用者用駐車施設又はその付近に、車椅子利用者用駐車施設の表示をすること。
- ウ 7 の項の (1) のウに定める経路の長さができるだけ短くなる位置に設けること。

- ・ 3.5 m とは、車椅子利用者等の円滑な乗降に必要な幅です。
- ・ 車椅子への移乗等の際にはドアを大きく開ける必要があります。
- ・ 舗装面に国際シンボルマークを塗装する方法や標識を立てる方法があります。
- ・ 車椅子利用者が利用可能な玄関にできるだけ近い位置に設ける、ということです。

＜バリアフリー法施行令＞

第十八条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める数以上の車椅子利用者用駐車施設（車椅子利用者が円滑に利用することができる駐車施設をいう。以下同じ。）を設けなければならない。ただし、当該駐車場が昇降機その他の機械装置により自動車を駐車させる構造のものであり、かつ、その出入口の部分に車椅子利用者が円滑に自動車に乗降することが可能な場所が一以上設けられている場合その他の車椅子利用者が駐車場を利用する上で支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、この限りでない。

- 一 当該駐車場に設ける駐車施設の数（当該駐車場を二以上設ける場合にあっては、当該駐車場に設ける駐車施設の総数。以下この号及び次号において同じ。）が二百以下の場合 当該駐車施設の数に百分の二を乗じて得た数（その数に一未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）
- 二 当該駐車場に設ける駐車施設の数が二百を超える場合 当該駐車施設の数に百分の一を乗じて得た数（その数に一未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）に二を加えた数

- ・ 公立小学校等及び条例第 61 条で追加した特定建築物に対しては、「多数の者が利用する駐車場」と読み替えて適用されます。（バリアフリー法施行令第 24 条、第 25 条）
- ・ 条例により、全駐車台数に応じた台数分の車椅子利用者用駐車施設の設置を求めています。
- ・ 「国土交通大臣が定める場合」とは、令和 6 年国土交通省告示第 1072 号に規定する場合をいいます。

（算定例）

- ・ 全駐車台数が 120 台の場合
 $120 \times 1/50 = 2.4 \rightarrow 3$ 台分以上

（算定例）

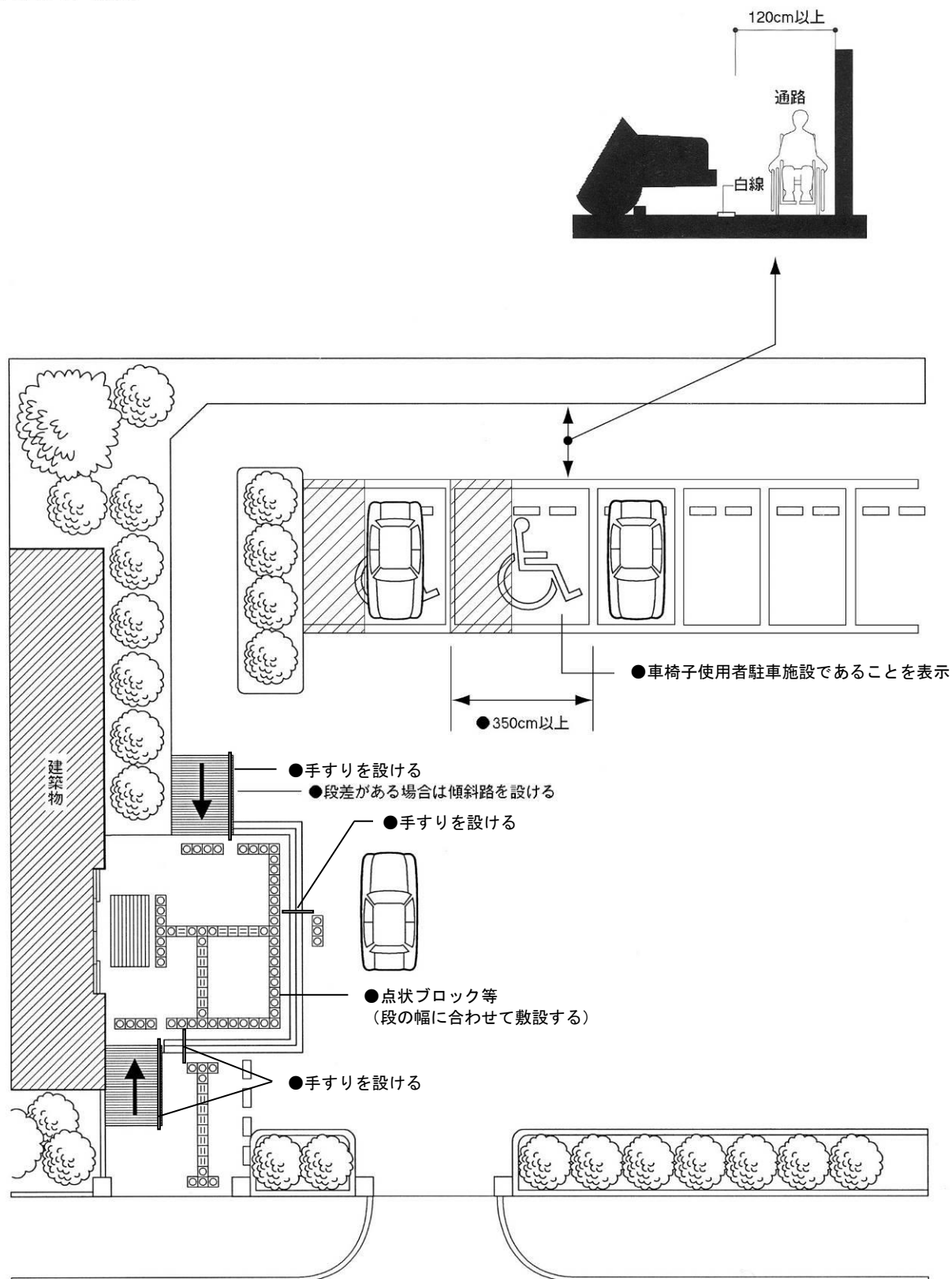
- ・ 全駐車台数が 350 台の場合
 $350 \times 1/100 + 2 = 5.5 \rightarrow 6$ 台分以上

条例第 6 章の適用対象建築物

整備例

- ：整備基準（ は条例第6章の適用対象建築物にのみ適用される整備基準）
○：整備が望ましい項目

■駐車場の整備例



2 車椅子使用者用駐車施設は、次に掲げるものでなければならない。

一 幅は、三百五十センチメートル以上とすること。

二 次条第一項第三号に定める経路の長さができるだけ短くなる位置に設けること。

第二十条 移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の付近には、国土交通省令で定めるところにより、それぞれ、当該エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設があることを表示する標識を設けなければならない。

- ・350 cmとは、車椅子使用者等の円滑な乗降に必要な幅です。
- ・車椅子への移乗等の際にはドアを大きく開ける必要があります。
- ・車椅子使用者が利用可能な玄関にできるだけ近い位置に設ける、ということです。
- ・「国土交通省令で定めるところ」とは、次のとおりです。(国土交通省令第113号)
 - ①高齢者、障害者等の見やすい位置に設けなければならない。
 - ②当該標識に表示すべき内容が容易に識別できるもの(JIS Z8210に定められているときは、これに適合するもの)でなければならない。

整備が望ましい項目

解説

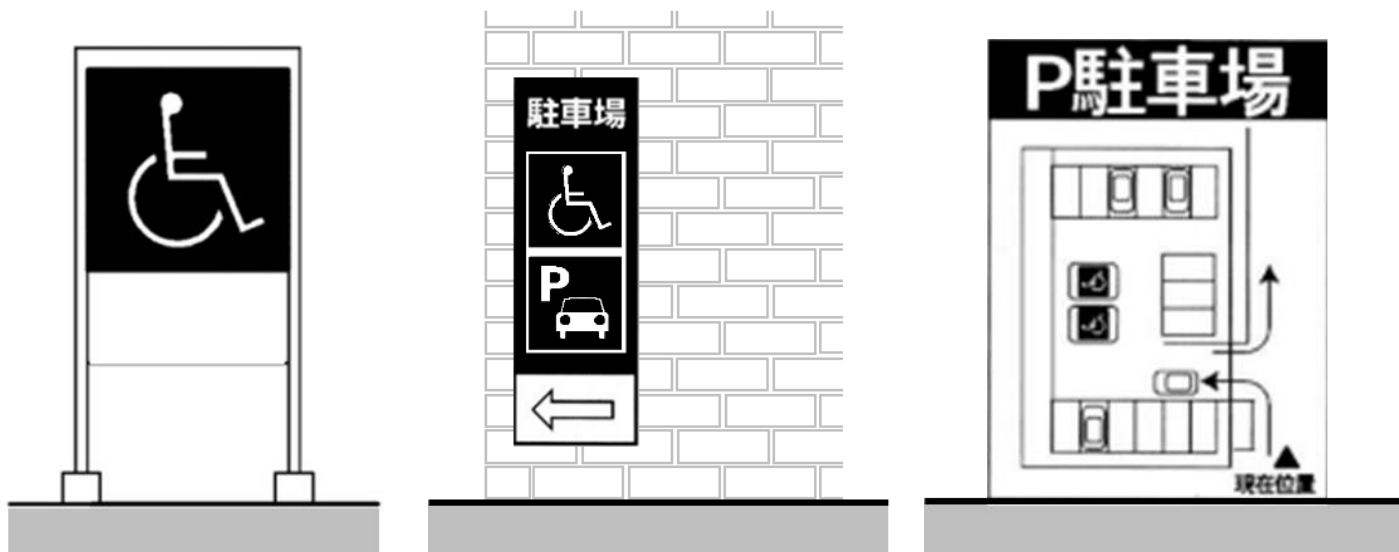
- ・敷地の出入口付近に、道路から見やすい方法により車椅子使用者用駐車施設のある旨を表示すること。
- ・必要に応じて、車椅子使用者用駐車施設の場所を示す案内板を設けること。
- ・車椅子使用者用駐車施設及び建築物の出入口に至る通路には、屋根又は庇を設けること。

- ・雨天や降雪時の車椅子使用者や杖使用者等の乗降を考慮し、設置が望まれます。

整備例

- ：整備基準（ は条例第6章の適用対象建築物にのみ適用される整備基準）
○：整備が望ましい項目

■立札等による表示例



※条例第6章の適用対象建築物について、移動等円滑化の措置がとられた駐車施設の付近には、JIS Z8210 に適合する標識を設ける必要があります。(P. 142-144 参照)

7 全ての人が利用しやすい経路

【基本的な考え方】

- ・ 障害者や高齢者、妊産婦、けが人等、行動上の様々な制約を受ける人も、自らが欲しない介助は必要とすることなく施設を利用できるよう、道路から目的の場所までの経路及び目的の場所から便所や駐車場までの経路という主要な動線全体に渡って、一貫してバリアフリーであるようにします。
- ・ 経路のバリアフリー化に当たっては、施設の利用上最も一般的な経路を対象にするようにします。

(1) - 1 経路

整備基準

解説

下記以外の建築物

- (1) 次に掲げる場合には、それぞれ次に掲げる経路のうち1以上を、障害者や高齢者をはじめ全ての人が利用しやすい経路とすること。
- ア 建築物に、多数の者が利用する居室（共同住宅、寄宿舎又は下宿にあっては住戸、ホテル又は旅館にあっては客室を含む。以下「利用居室等」という。）を設ける場合 道又は公園、広場その他の空地（以下「道等」という。）から当該利用居室等までの経路
- イ 建築物又はその敷地に車椅子使用者用便房を設ける場合 利用居室等（当該建築物に利用居室等が設けられていないときは、道等。ウにおいて同じ。）から当該車椅子使用者用便房までの経路
- ウ 建築物又はその敷地に車椅子使用者用駐車施設を設ける場合 当該車椅子使用者用駐車施設から利用居室等までの経路

＜バリアフリー法施行令＞

第十九条 次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める経路のうち一以上（第四号に掲げる場合にあっては、その全て）を、高齢者、障害者等が円滑に利用できる経路（以下この条及び第二十六条第一項において「移動等円滑化経路」という。）にしなければならない。

- 一 建築物に、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する居室（以下「利用居室」という。）を設ける場合 道又は公園、広場その他の空地（以下「道等」という。）から当該利用居室までの経路（当該利用居室が第十五条の劇場等の客席である場合にあっては当該客席の出入口と車椅子使用者用部分との間の経路（以下この項及び第二十三条において「車椅子使用者用経路」という。）を含み、地上階又はその直上階若しくは直下階のみに利用居室を設ける場合にあっては当該地上階とその直上階又は直下階との間の上下の移動に係る部分を除く。）
- 二 建築物又はその敷地に車椅子使用者用便房（車椅子使用者用客室に設けられるものを除く。以下同じ。）を設ける場合 利用居室（当該建築物に利用居室が設けられていないときは、道等。次号において同じ。）から当該車椅子使用者用便房までの経路（当該利用居室が第十五条の劇場等の客席である場合にあっては、車椅子使用者用経路を含む。）

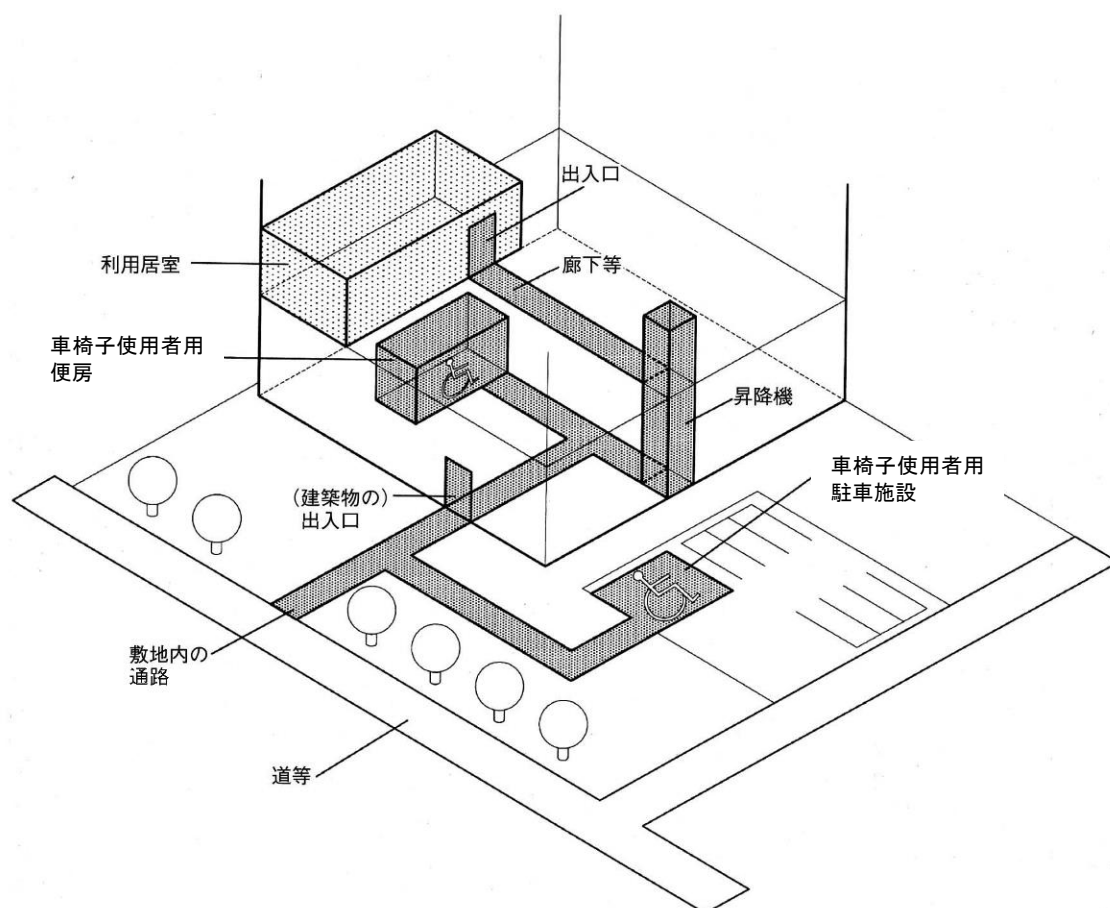
- ・ 公立小学校等及び条例第61条で追加した特定建築物については、それぞれ、多数の者が利用する居室までの経路と読み替えられます。（バリアフリー法施行令第24条、第25条）（利用居室の判断例）
- ・ ホテル又は旅館の車椅子使用者用客室や病院の病室は「利用居室」に該当し、ホテル又は旅館の一般客室は「利用居室」に該当しません。
- ・ 学校については、職員室、普通教室や特別教室等が「利用居室」に該当し、特別教室の準備室や用務員室等は「利用居室」に該当しません。
- ・ 客席の出入口から車椅子使用者用部分までの経路は、移動等円滑化経路の基準に適合させる必要があります。

条例第6章の適用対象建築物

整備例

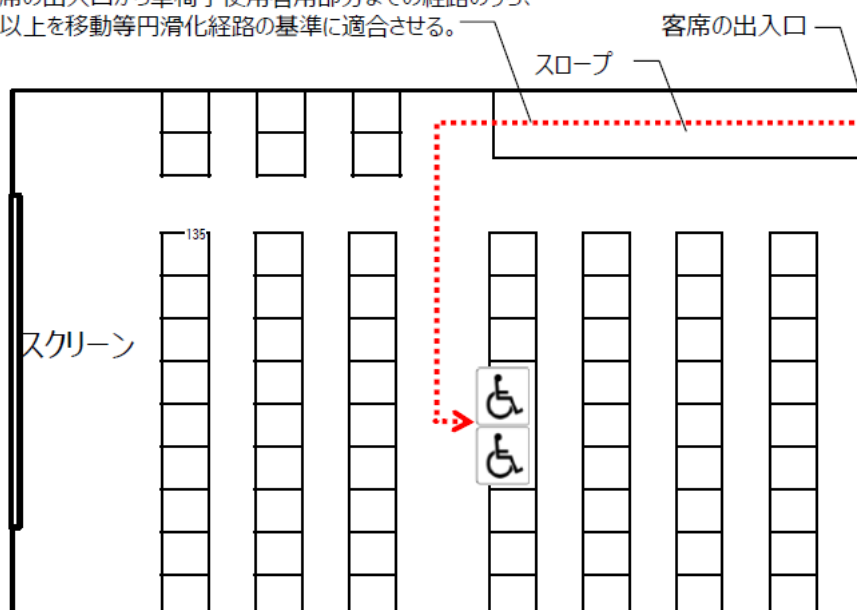
- ：整備基準（ は条例第6章の適用対象建築物にのみ適用される整備基準）
○：整備が望ましい項目

■全ての人が利用しやすい経路・移動等円滑化経路（特定利用居室までの経路を含む）のイメージ



<車椅子使用者用部分までの経路のイメージ>

客席の出入口から車椅子使用者用部分までの経路のうち、
一以上を移動等円滑化経路の基準に適合させる。



三 建築物又はその敷地に車椅子使用者用駐車施設を設ける場合
当該車椅子使用者用駐車施設から利用居室までの経路（当該利用居室が第十五条の劇場等の客席である場合にあっては、車椅子使用者用経路を含む。）

四 建築物が公共用歩廊である場合 その一方の側の道等から当該公共用歩廊を通過し、その他方の側の道等までの経路（当該公共用歩廊又はその敷地にある部分に限る。）

＜条例＞

第68条

2 建築物（第61条各号に掲げる特定建築物を除く。）に不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する居室（地上階（直接地上へ通じる出入口のある階をいう。以下同じ。）又はその直上階若しくは直下階のみに当該居室を設けるときの当該居室に限る。以下「特定利用居室」という。）を設ける場合には、道又は公園、広場その他の空地（以下「道等」という。）から当該特定利用居室までの経路（当該地上階とその直上階又は直下階との間の上下の移動に係る部分に限る。）のうち1以上は、令第19条第2項各号及び前項各号に掲げるものでなければならない。

3 前項に規定する経路又はその一部が、移動等円滑化経路を構成する経路又はその一部となる場合における当該同項に規定する経路又はその一部については、同項の規定は、適用しない。

・共同住宅又は寄宿舎の各住戸、ホテル又は旅館の各客室に至る経路については、条例70条により建築物移動等円滑化基準と同等の整備を求めています。P.66（「7（9）共同住宅等に係る基準の特例」）参照

・条例第68条第2項により、バリアフリー法施行令では除外されている居室も、「特定利用居室」として基準の適用対象となります。ただし、条例第61条で追加した特定建築物については、施行令のとおりとしています。

・公立小学校等及び条例第61条で追加した特定建築物については、それぞれ、多数の者が利用する居室までの経路と読み替えられます。（条例第72条）

・条例で定める経路が、バリアフリー法施行令で定める経路と重複する場合に、重複部分に同一の基準が二重にかかることを避けるための形式的な規定です。

（1）－2 経路の基本構造

整備基準

解説

(3) 当該経路を構成する廊下等は、1の項の規定によるほか、次に掲げるものとする。

エ 高低差がある場合には、傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を設けること。

(7) 当該経路を構成する敷地内の通路は、5の項（ウの(7)を除く。）の規定によるほか、次に掲げるものとする。

エ 高低差がある場合には、次に定める構造の傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を設けること。

・これらの規定は、各階ごと及び屋外の段差解消を求めており、階間の移動手段として昇降機（エレベーター）の設置を義務付けるものではありません。

＜バリアフリー法施行令＞

第十九条

2 移動等円滑化経路は、次に掲げるものでなければならない。

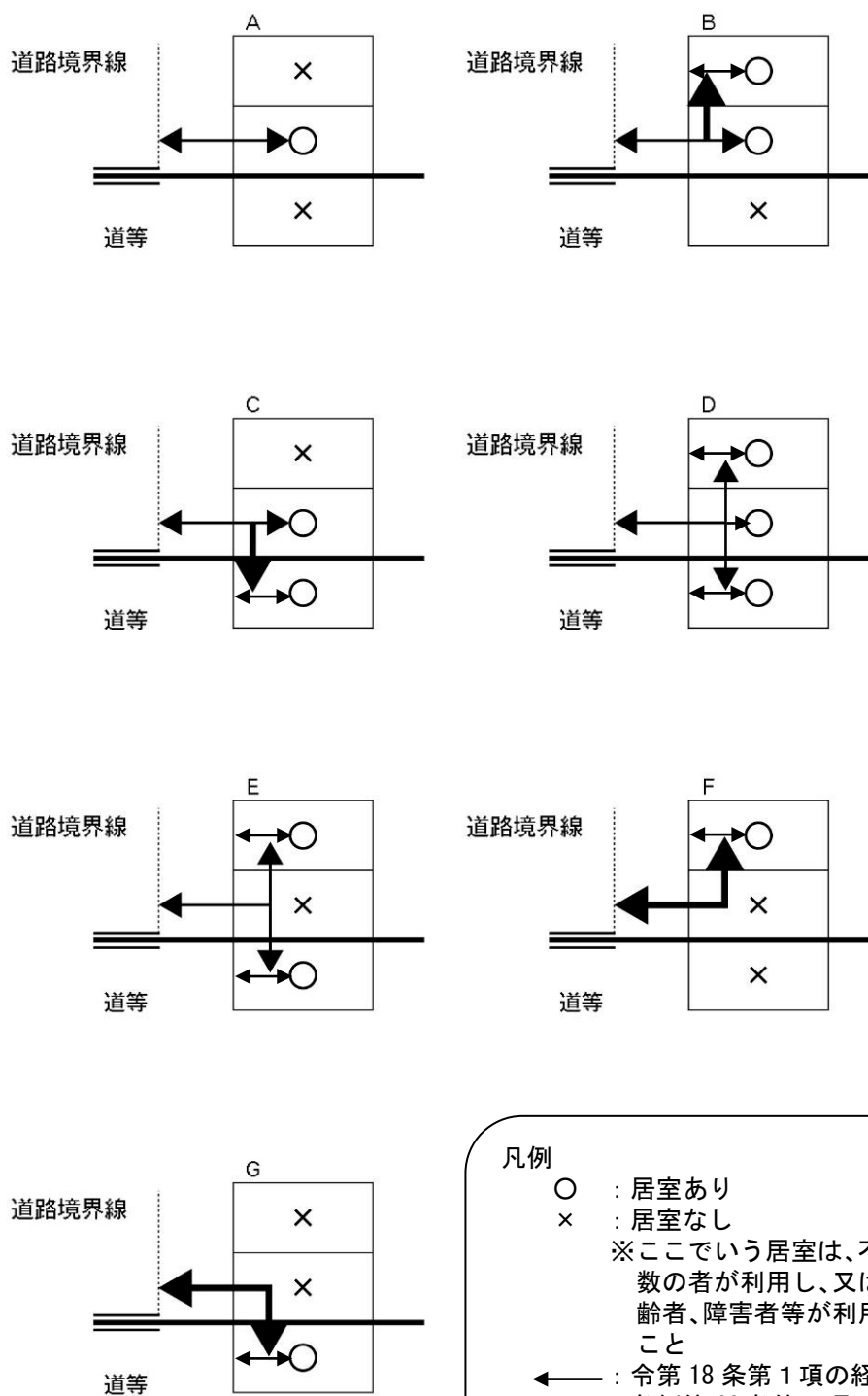
一 当該移動等円滑化経路上に階段又は段を設けないこと。ただし、傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を併設する場合は、この限りでない。

・この規定から、階間の移動手段としては、基本的にエレベーターが想定されることになります。

整備例

- ：整備基準（ は条例第6章の適用対象建築物にのみ適用される整備基準）
○：整備が望ましい項目

■道等から利用居室又は特定利用居室までの経路の考え方



※ 垂直方向の矢印は、エレベーター等設置義務を示します。

7 全ての人が利用しやすい経路

(2) 出入口

整備基準	解説
(2) 当該経路を構成する出入口は、次に掲げるものとする。 ア 幅は、80 センチメートル以上とすること。 イ 戸を設ける場合には、回転形式とせず、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過することができる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。 ウ 直接地上に通じる出入口のうち1以上は、建築物の主要な出入口とすること。	・80 cmとは、車椅子使用者が通過できる幅です。 ・車椅子の幅が一般に 65 cm程度であり、これに手やひじが出ることを考慮すると、80 cm必要です。 ・戸の開閉形式は、自動式引き戸、上吊り式の引き戸、操作が軽く緩やかに閉鎖するドアクローザーを設けた開き戸等とします。 ・取っ手は、棒状やレバーハンドル等、操作しやすいものとします。 ・段差のある敷居や溝は設けないようにします。 ・車椅子使用者等が安全に戸の開閉動作ができるよう、戸の前後それぞれに 150 cm角以上の水平部分を確保することを標準とします。 ・車椅子使用者が利用可能な玄関は、他の利用者が一般的に利用する玄関とするようにします。

下記以外の建築物

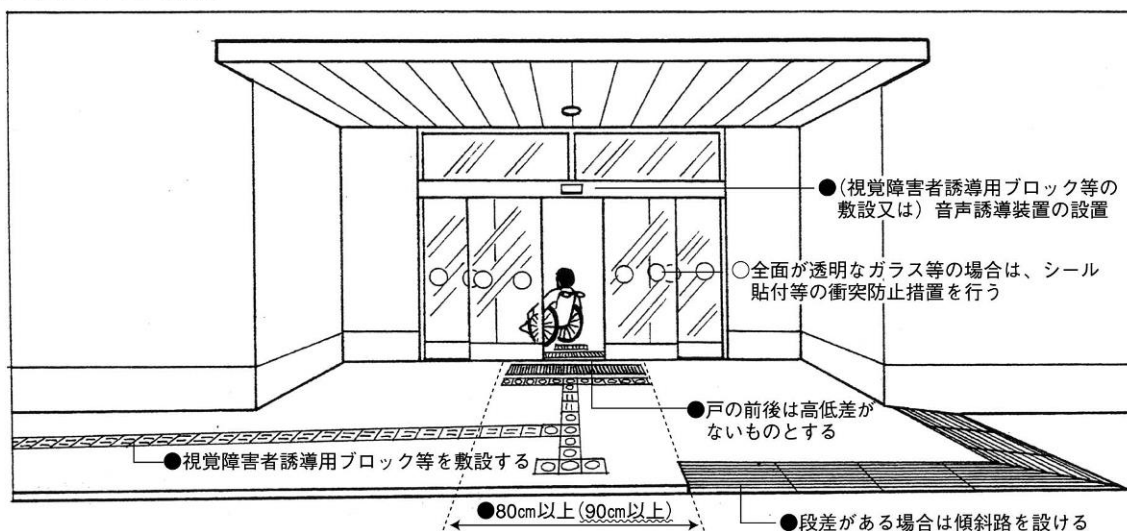
＜バリアフリー法施行令＞ 第十九条 2 二 当該移動等円滑化経路を構成する出入口は、次に掲げるものであること。 イ 幅は、八十センチメートル以上とすること。 ロ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。	・80 cmとは、車椅子使用者が通過できる幅です。 ・車椅子の幅が一般に 65 cm程度であり、これに手やひじが出ることを考慮すると、80 cm必要です。 ・条例により、建築物の出入口で一定の要件に該当するものは、90 cm以上とすることを求めています。 ・戸の開閉形式は、自動式引き戸、上吊り式の引き戸、操作が軽く緩やかに閉鎖するドアクローザーを設けた開き戸等とします。 ・取っ手は、棒状やレバーハンドル等、操作しやすいものとします。 ・段差のある敷居や溝は設けないようにします。 ・車椅子使用者等が安全に戸の開閉動作ができるよう、戸の前後それぞれに 150 cm角以上の水平部分を確保することを標準とします。
--	--

条例第6章の適用対象建築物

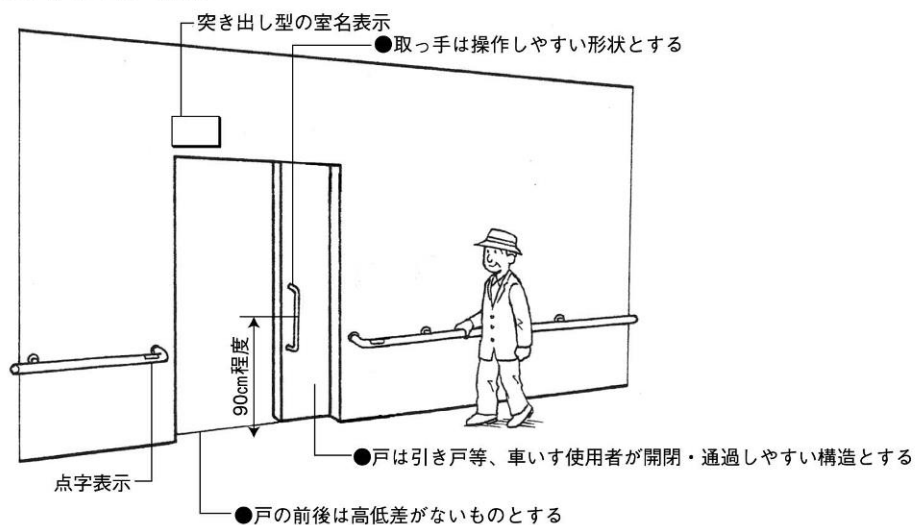
整備例

- ：整備基準（ は条例第6章の適用対象建築物にのみ適用される整備基準）
○：整備が望ましい項目

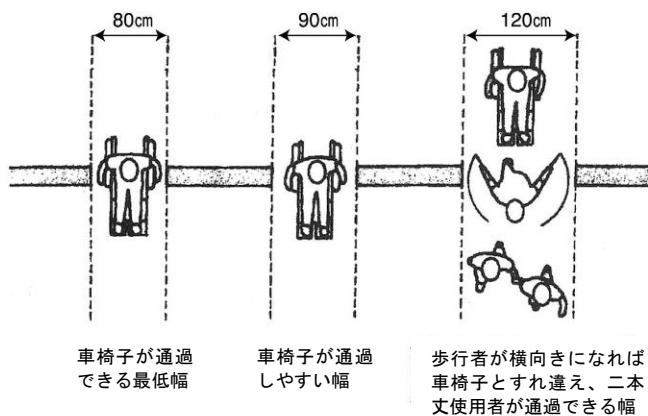
■建築物の出入口の整備例



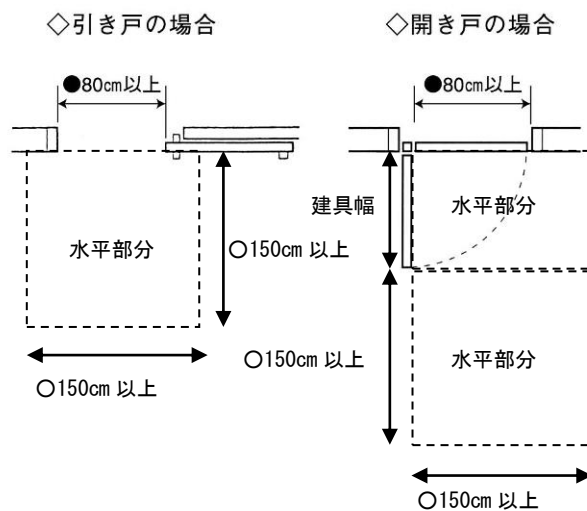
■居室の出入口の整備例



■出入口の幅の考え方



■出入口の幅の取り方



<条例>

第 68 条 移動等円滑化経路（令第 19 条第 1 項に規定する移動等円滑化経路をいう。以下同じ。）は、次に掲げるものでなければならない。

- （１） 当該移動等円滑化経路を構成する出入口で直接地上へ通じるもののうち 1 以上は、建築物の主要な出入口とし、その幅は、90 センチメートル以上とすること。**
- （２） 当該移動等円滑化経路を構成する出入口に戸を設ける場合には、回転形式としないこと。**

- ・車椅子使用者が利用可能な玄関は、他の利用者が一般的に利用する玄関とするようにします。
- ・90 cmとは、車椅子使用者が通過しやすい幅です。

整備が望ましい項目

- ・戸の全面が透明の場合には、目の高さの位置に横桟を入れるかシールを貼付する等により識別できるようにすること。
- ・建築物の出入口の付近その他適切な場所に、案内板を設けること。

解説

- ・高齢者や弱視者等が透明ガラスに気づかず衝突するのを防止するためのものです。
- ・聴覚障害者等が視覚により施設全体の利用に関する情報を得られるようにします。

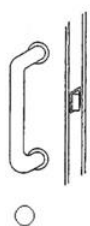
整備例

●：整備基準（ は条例第6章の適用対象建築物にのみ適用される整備基準）

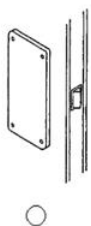
○：整備が望ましい項目

■取っ手の形状

棒状



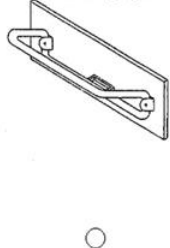
押板



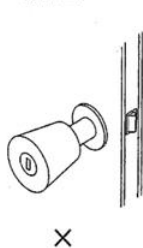
レバーハンドル



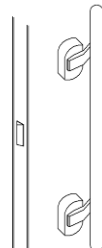
パニックバー



握り玉



プッシュプルハンドル

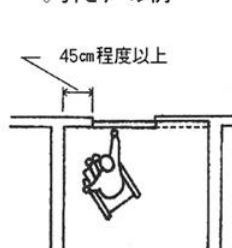


■取っ手の位置

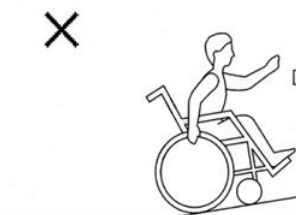
◇開き戸の例



◇引き戸の例

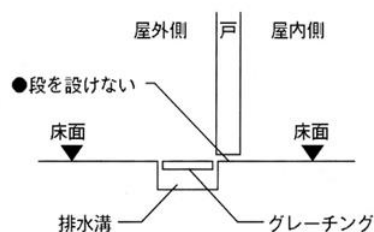


■戸の前後



車椅子使用者が
計斜面上で戸の
開閉操作を行う
事は困難

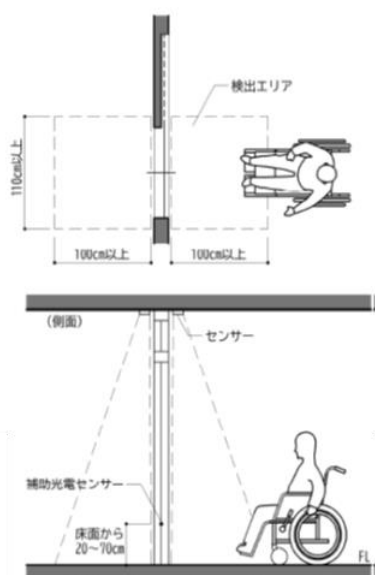
◇段差解消の例



■自動ドアの例

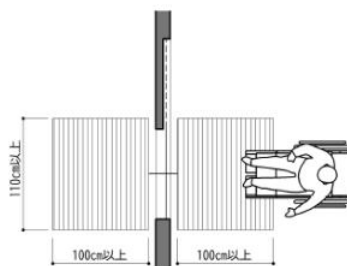
◇光線式反射スイッチ

(平面)



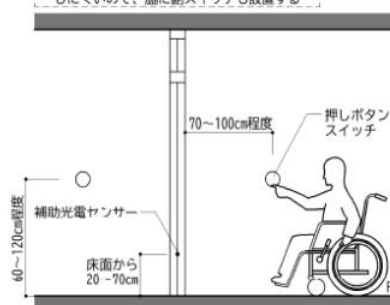
※透過型の光線スイッチもあるが、主として工場、倉庫等で開口が広い場合に用いられる

◇マットスイッチ



◇押しボタンスイッチ

・戸に直接設けたスイッチは、車椅子では接近しにくいので、脇に副スイッチも設置する



7 全ての人が利用しやすい経路

(3) 廊下等

整備基準

解説

下記以外の建築物

(3) 当該経路を構成する廊下等は、1の項の規定によるほか、次に掲げるものとする。

ア 幅は、120センチメートル以上とすること。

イ 50メートル以内ごとに車椅子の転回に支障がない場所を設けること。

ウ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過することができる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。

エ 高低差がある場合には、傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を設けること。

・ p. 10 (「1 廊下等」) 参照

・ 120 cmとは、車椅子で通行しやすい幅、歩行者が横向きになれば車椅子とすれ違える幅、二本杖使用者が通行しやすい幅です。

・ 幅は、柱型や手すり等の突出物がある場合には、その出幅を除いたものとします。

・ 140 cm角以上のスペースや幅 120 cm以上の廊下が交差する部分等が該当します。

・ p. 40 (「7 (2) 出入口」) 参照

<バリアフリー法施行令>

第十九条

2

三 当該移動等円滑化経路を構成する廊下等は、第十一条の規定によるほか、次に掲げるものであること。

イ 幅は、百二十センチメートル以上とすること。

ロ 五十メートル以内ごとに車椅子の転回に支障がない場所を設けること。

ハ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。

<条例>

第68条

(3) 当該移動等円滑化経路(当該移動等円滑化経路を構成する経路に車椅子使用者用経路(令第19条第1項第1号に規定する車椅子使用者用経路をいう。以下同じ。)が含まれる場合にあっては、当該車椅子使用者用経路に係る部分を除く。次号において同じ。)を構成する廊下等の幅は、130センチメートル以上とすること。

・ p. 10 (「1 廊下等」) 参照

・ 条例により 130 cm以上とすることを求めています。

・ 140 cm角以上のスペースや幅 120 cm以上の廊下が交差する部分等が該当します。

・ p. 40 (「7 (2) 出入口」) 参照

条例第6章の適用対象建築物

・ 130 cmとは、国際シンボルマーク(障害者が利用できる建築物、施設であることを明確に示す世界共通のマーク)の使用ガイドラインに定められた通路・廊下の幅です。

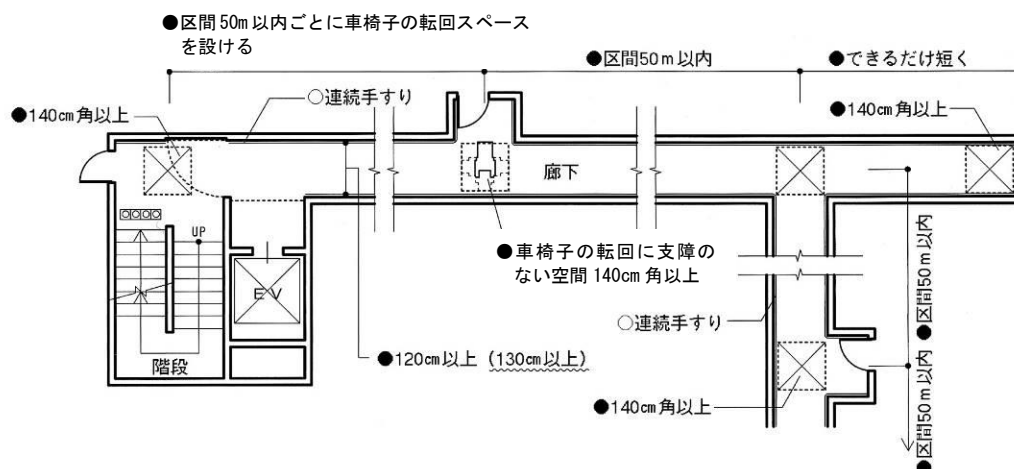
・ 幅は、柱型や手すり等の突出物がある場合には、その出幅を除いたものとします。

・ 劇場等の客席内の車椅子使用者用経路幅は、政令第19条第2項第3号の廊下等の基準が適用され、120 cm以上となります。(P. 76「客席」) 参照

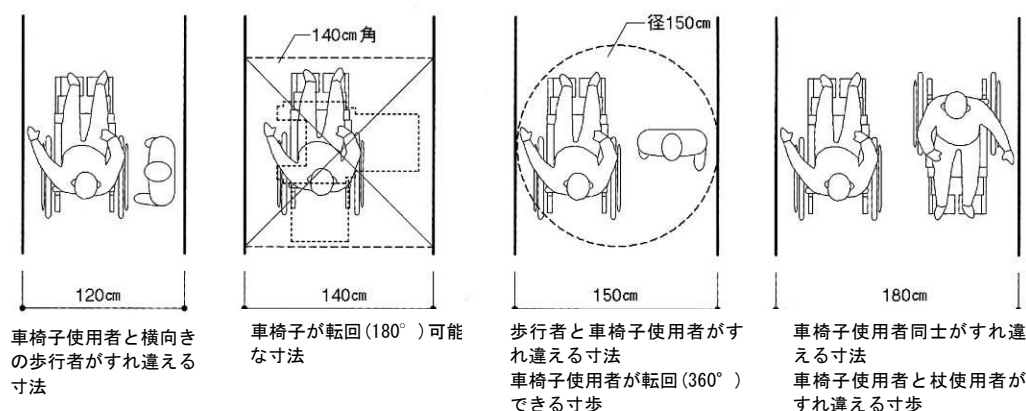
整備例

- ：整備基準（ は条例第6章の適用対象建築物にのみ適用される整備基準）
○：整備が望ましい項目

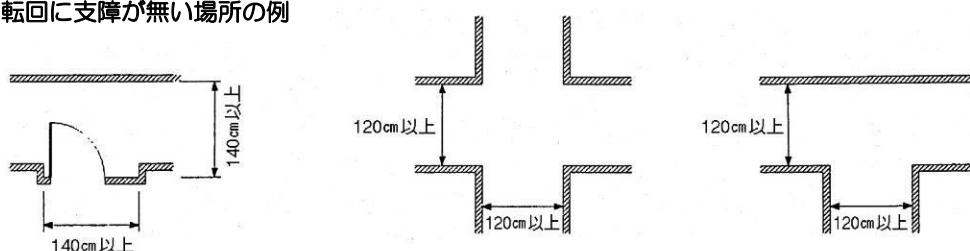
■廊下等の整備例



■廊下等の幅の考え方

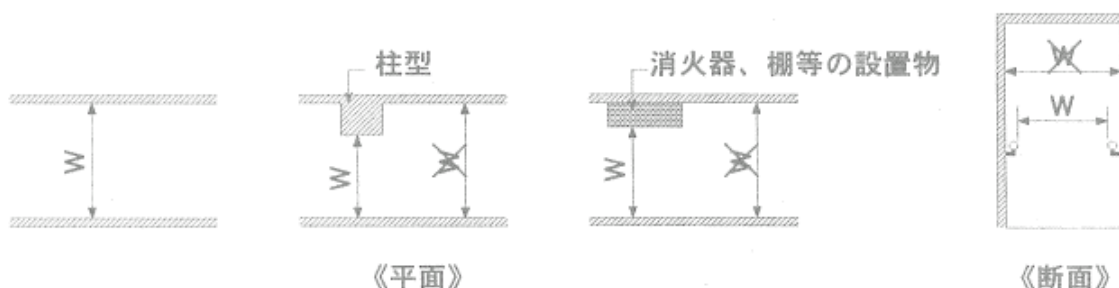


■車椅子の転回に支障が無い場所の例



戸の部分をアルコーブ状にして
車椅子転回部分を兼ねる例

- ・幅のとり方は、仕上り面内々の有効寸法とします。柱型、手すり、その他設置物が廊下に突出している場合は、突出物の出幅を除いたものとします。(W:仕上り面内々の有効寸法)



7 全ての人が利用しやすい経路

(4) 傾斜路

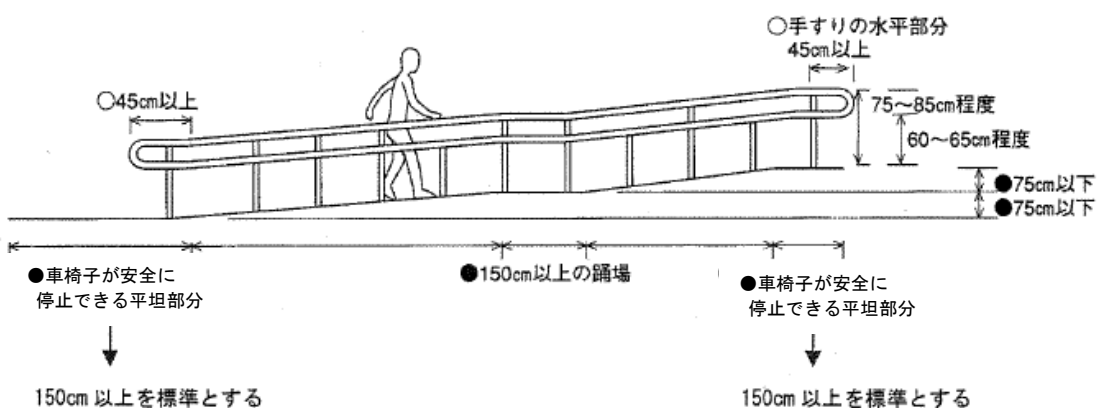
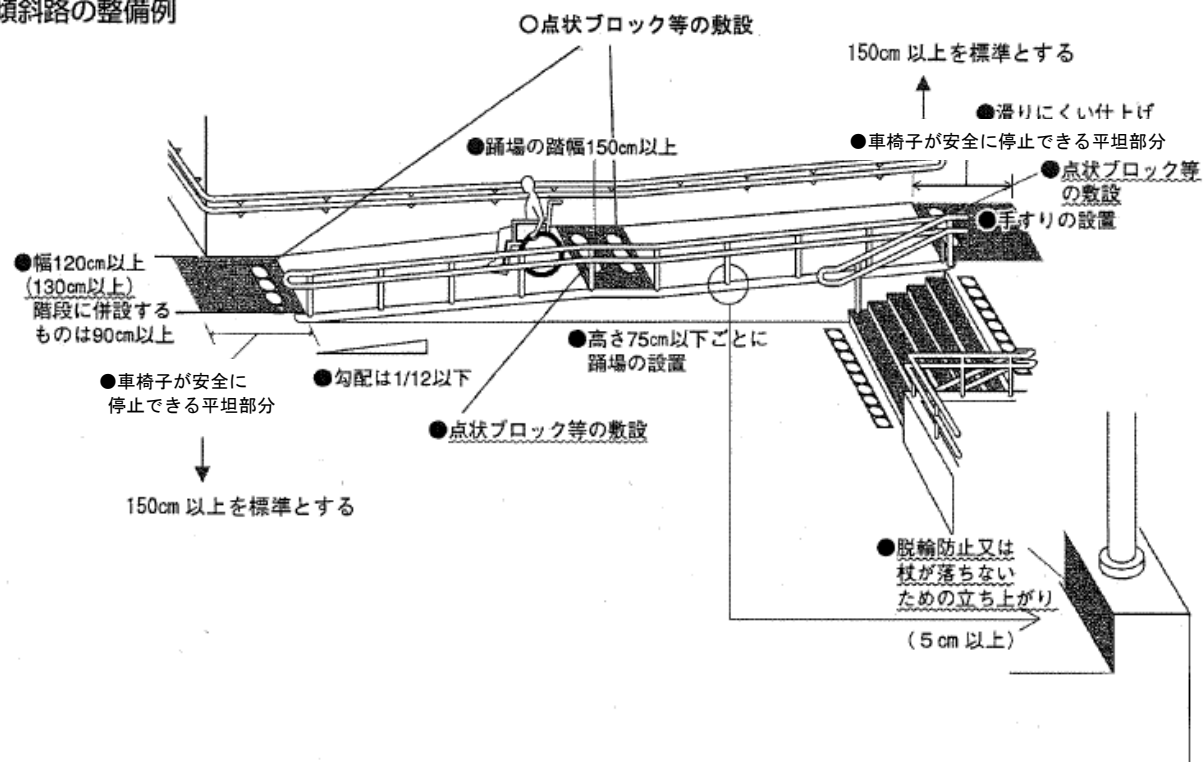
整備基準	解説
下記以外の建築物 (4) 当該経路を構成する傾斜路（階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。）は、3の項（アを除く。）の規定によるほか、次に掲げるものとする。 ア 手すりを設けること。 イ 幅は、階段に代わるものにあつては 120 センチメートル以上、階段に併設するものにあつては 90 センチメートル以上とすること。 ウ 勾配は、12 分の 1 を超えないこと。ただし、高さが 16 センチメートル以下のものにあつては、8 分の 1 を超えないこと。 エ 高さが 75 センチメートルを超えるものにあつては、高さ 75 センチメートル以内ごとに踏幅が 150 センチメートル以上の踊場を設けること。 オ 始点及び終点には、車椅子が安全に停止することができる平たんな部分を設けること。	・ p. 16（「3 傾斜路」）参照 ・ 120 cm とは、車椅子で通行しやすい幅、歩行者が横向きになれば車椅子とすれ違える幅、二本杖使用者が通行しやすい幅です。 ・ 傾斜路の延長方向に長さ 150 cm 以上の水平部分を設けることを標準とします。

条例第6章の適用対象建築物 ＜バリアフリー法施行令＞ 第十九条 2 四 当該移動等円滑化経路を構成する傾斜路（階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。）は、第十三条の規定によるほか、次に掲げるものであること。 イ 幅は、階段に代わるものにあつては百二十センチメートル以上、階段に併設するものにあつては九十センチメートル以上とすること。 ロ 勾配は、十二分の一を超えないこと。ただし、高さが十六センチメートル以下のものにあつては、八分の一を超えないこと。 ハ 高さが七十五センチメートルを超えるものにあつては、高さ七十五センチメートル以内ごとに踏幅が百五十センチメートル以上の踊場を設けること。	・ p. 16（「3 傾斜路」）参照 ・ 条例により、階段に代わるものにあつては 130 cm 以上とすることを求めています。
---	--

整備例

- ：整備基準（ は条例第6章の適用対象建築物にのみ適用される整備基準）
○：整備が望ましい項目

■傾斜路の整備例



＜条例＞

第 68 条

(4) 当該移動等円滑化経路を構成する傾斜路（階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。）は、次に掲げるものとする。

ア 幅は、階段に代わるものにあつては、130 センチメートル以上とすること。

イ 手すりを設けること。

ウ 両側に側壁又は立ち上がり部を設けること。

エ 始点及び終点に、車椅子が安全に停止することができる平たんな部分を設けること。

・130 cmとは、国際シンボルマーク（障害者が利用できる建築物、施設であることを明確に示す世界共通のマーク）の使用ガイドラインに定められた通路・廊下の幅です。

・杖先の脱落や車椅子の脱輪を防止するためのものです。

・立ち上がり部の高さは5 cm以上とします。

・傾斜路の延長方向に長さ 150 cm以上の水平部分を設けることを標準とします。

整備例

- ：整備基準（ は条例第6章の適用対象建築物にのみ適用される整備基準）
- ：整備が望ましい項目

7 全ての人が利用しやすい経路

(5) 昇降機（エレベーター）

整備基準

解説

下記以外の建築物

(5) 当該経路を構成するエレベーター（(6)に規定するエレベーターその他の昇降機を除く。）及びその乗降ロビーは、次に掲げるものとする。

ア かごは、利用居室等、車椅子使用者用便房又は車椅子使用者用駐車施設がある階及び地上階に停止すること。

イ かご及び昇降路の出入口の幅は、80センチメートル以上とすること。

ウ かごの奥行きは、135センチメートル以上とすること。

エ 乗降ロビーは、高低差がないものとし、その幅及び奥行きは、150センチメートル以上とすること。

オ かご内の車椅子使用者が利用しやすい位置に、戸が開いている時間を延長することができる機能、かごの位置を表示する機能及びかごの外部にいる者と通話することができる機能（ボタンにより呼び出すことができるものに限る。）を有する制御装置を設けること。

カ 乗降ロビーの車椅子使用者が利用しやすい位置に、戸が開いている時間を延長することができる機能を有する制御装置を設けること。

キ かご内に、かごが停止する予定の階及びかごの現在位置を表示する装置を設けること。

ク 乗降ロビーに、到着するかごの昇降方向を表示する装置を設けること。

ケ かご内に、かごが到着する階並びにかご及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設けること。

コ かご内及び乗降ロビーに設ける制御装置（車椅子使用者が利用しやすい位置及びその他の位置に制御装置を設ける場合にあっては、当該その他の位置に設けるものに限る。）は、点字により表示する等視覚障害者が円滑に操作することができる構造とすること。

サ かご内又は乗降ロビーに、到着するかごの昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。

シ かご内に、車椅子使用者が戸の開閉状態を確認することができる鏡を設けること。

ス かご及び昇降路の出入口に、利用者を感知し、戸の閉鎖を自動的に制止することができる装置を設けること。

セ かご内の左右両側に、手すりを設けること。

・昇降機を設ける場合は、ここでの基準が適用されます。

・戸の開放時間延長機能とは、当該制御装置の行き先ボタンを押すことにより、戸の開放時間が通常より長くなるものを言います。

・戸の開放時間延長機能とは、当該制御装置のボタンを押すことにより、戸の開放時間が通常より長くなるものを言います。

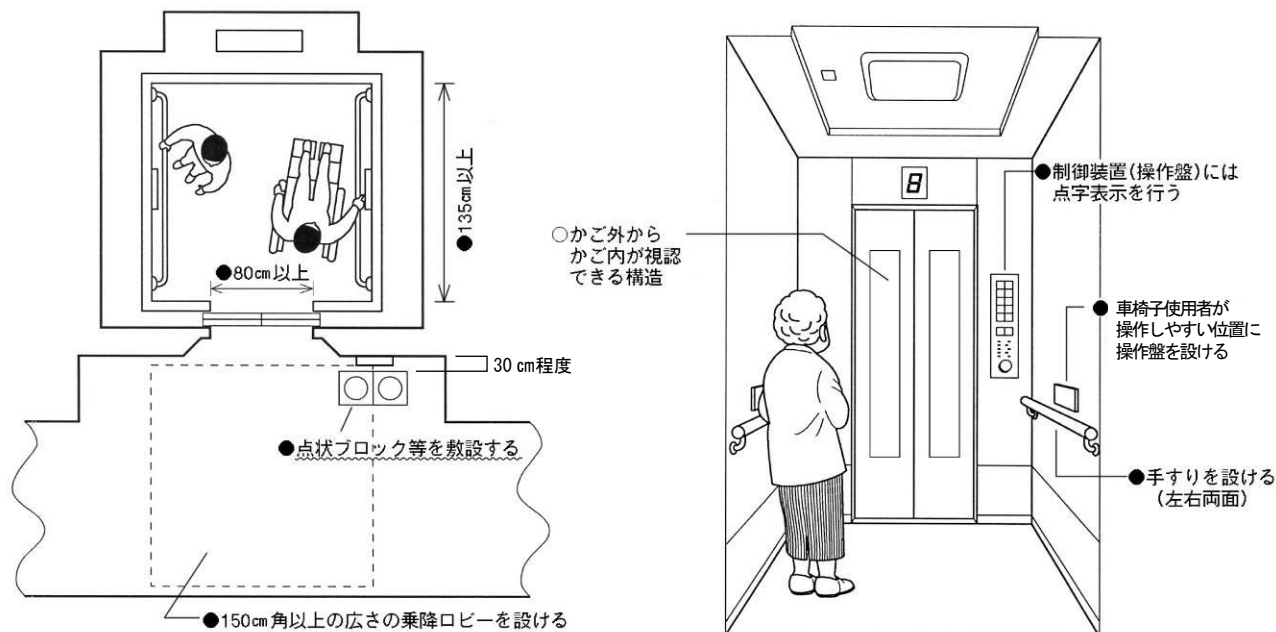
・車椅子使用者が後ろ向きのまま降りなければならない状況のときに、背後の状況を把握できるようにするためのものです。

・展望エレベーター等、鏡を出入口正面の壁に設けにくい場合には、天井付近に凸面鏡を設ける方法もあります。

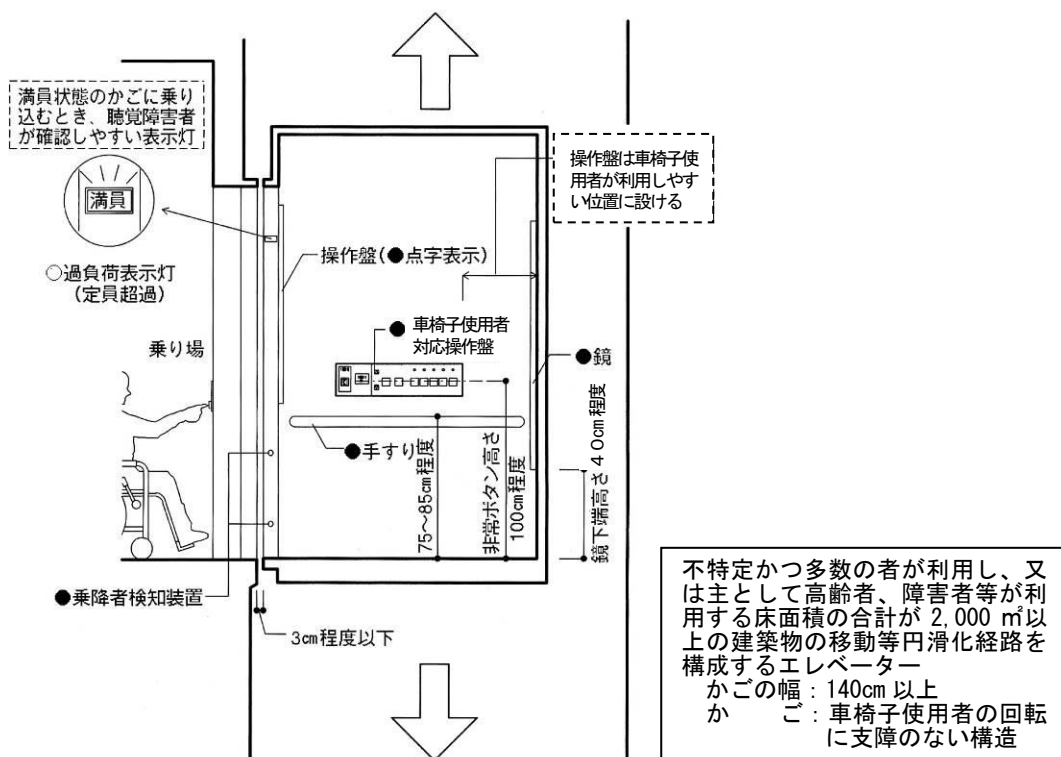
整備例

- ：整備基準（ は条例第6章の適用対象建築物にのみ適用される整備基準）
○：整備が望ましい項目

■エレベーターの整備例



■かご内の断面図



＜バリアフリー法施行令＞

第十九条

2

五 当該移動等円滑化経路を構成するエレベーター(次号に規定するものを除く。以下この号において同じ。)及びその乗降ロビーは、次に掲げるものであること。

イ 籠(人を乗せ昇降する部分をいう。以下この号において同じ。)は、利用居室、車椅子使用者用便房又は車椅子使用者用駐車施設がある階及び地上階に停止すること。

ロ 籠及び昇降路の出入口の幅は、八十センチメートル以上とすること。

ハ 籠の奥行きは、百三十五センチメートル以上とすること。

ニ 乗降ロビーは、高低差がないものとし、その幅及び奥行きは、百五十センチメートル以上とすること。

ホ 籠内及び乗降ロビーには、車椅子使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けること。

ヘ 籠内に、籠が停止する予定の階及び籠の現在位置を表示する装置を設けること。

ト 乗降ロビーに、到着する籠の昇降方向を表示する装置を設けること。

チ 不特定かつ多数の者が利用する建築物(床面積の合計が二千平方メートル以上の建築物に限る。)の移動等円滑化経路を構成するエレベーターにあっては、イからハまで、ホ及びヘに定めるもののほか、次に掲げるものであること。

(1) 籠の幅は、百四十センチメートル以上とすること。

(2) 籠は、車椅子の転回に支障がない構造とすること。

リ 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するエレベーター及び乗降ロビーにあっては、イからチまでに定めるもののほか、次に掲げるものであること。ただし、視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、この限りでない。

(1) 籠内に、籠が到着する階並びに籠及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設けること。

(2) 籠内及び乗降ロビーに設ける制御装置(車椅子使用者が利用しやすい位置及びその他の位置に制御装置を設ける場合にあっては、当該その他の位置に設けるものに限る。)は、点字その他国土交通大臣が定める方法により視覚障害者が円滑に操作することができる構造とすること。

(3) 籠内又は乗降ロビーに、到着する籠の昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。

・条例により、仕様を追加しています。

・条例により、主として高齢者、障害者等が利用する建築物においても、同様とすることを求めています。

・条例により、全ての場合について、同様とすることを求めています。

・「視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合」とは次のものを言います。(平成18年国土交通省告示第1494号)

①エレベーター及び乗降ロビーが主として自動車の駐車のに供する施設に設けるものである場合とする。

・「国土交通大臣が定める方法」とは次のものを言います。

(平成18年国土交通省告示第1493号)

①文字等の浮き彫り

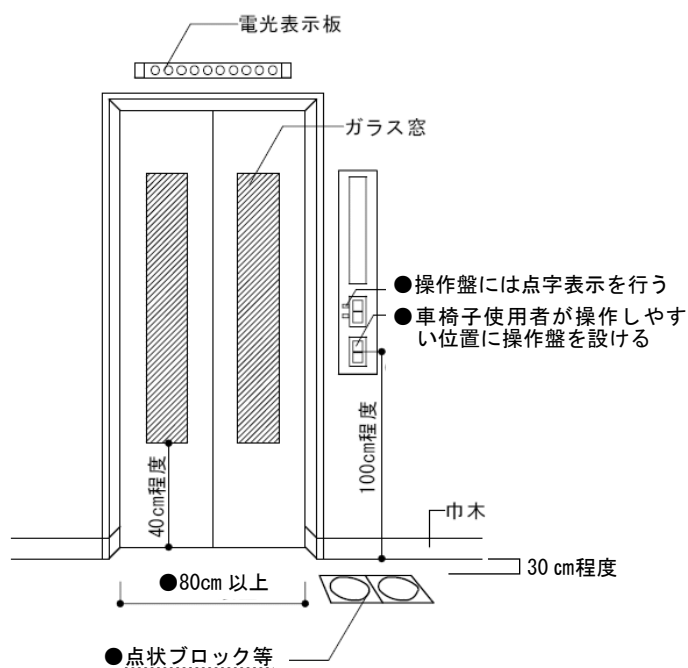
②音による案内

③点字及び前二号に類するもの

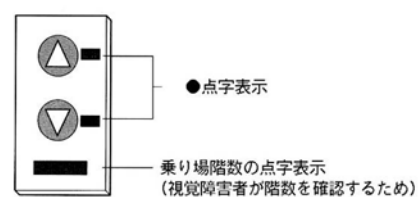
整備例

- ：整備基準（ は条例第6章の適用対象建築物にのみ適用される整備基準）
○：整備が望ましい項目

■乗降ロビーの整備例

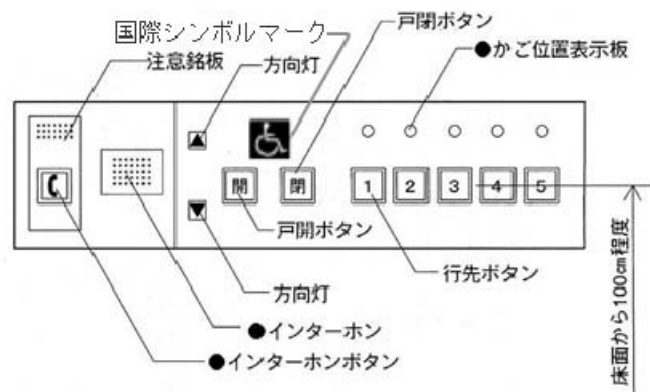


■乗降ロビー側の操作盤の例

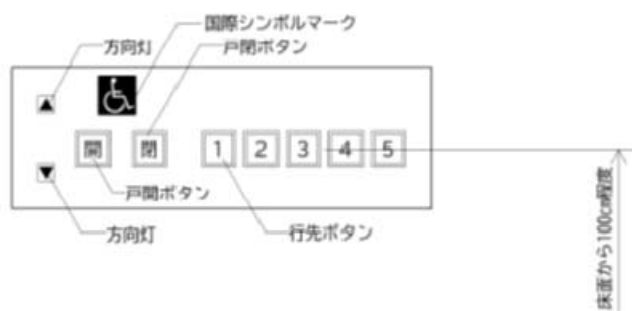


■かご内の車椅子使用者対応操作盤の例

◇車椅子使用対応主操作盤



◇車椅子使用対応副操作盤



＜バリアフリー法施行令＞

第二十条 移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の付近には、国土交通省令で定めるところにより、それぞれ、当該エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設があることを表示する標識を設けなければならない。

・「国土交通省令で定めるところ」とは、次のものを言います。(国土交通省令第113号)

- ①高齢者、障害者等の見やすい位置に設けなければならない
- ②標識に表示すべき内容が容易に識別できるもの(JIS Z8210 に定められているときは、これに適合するもの)でなければならない

＜条例＞

第68条

(5) 当該移動等円滑化経路を構成するエレベーター(令第19条第2項第6号に規定するエレベーターその他の昇降機を除く。以下この号において同じ。)及びその乗降ロビーは、次に掲げるものとする。

ア 籠(人を乗せ昇降する部分をいう。以下この号において同じ。)内の左右両側に、手すりを設けること。

イ 籠及び昇降路の出入口に、利用者を感知し、戸の閉鎖を自動的に制止することができる装置を設けること。

ウ 籠内に、車椅子使用者が戸の開閉状態を確認することができる鏡を設けること。

・車椅子使用者が後ろ向きのまま降りなければならない状況のときに、背後の状況を把握できるようにするためのものです。

・展望エレベーター等、鏡を出入口正面の壁に設けにくい場合には、天井付近に凸面鏡を設ける方法もあります。

・戸の開放時間延長機能とは、当該制御装置の行き先ボタンを押すことにより、戸の開放時間が通常より長くなるものを言います。

エ 籠内の車椅子使用者が利用しやすい位置に、戸が開いている時間を延長することができる機能、籠の位置を表示する機能及び籠の外部にいる者と通話することができる機能(ボタンにより呼び出すことができるものに限る。)を有する装置を設けること。

オ 乗降ロビーの車椅子使用者が利用しやすい位置に、戸が開いている時間を延長することができる機能を有する制御装置を設けること。

・戸の開放時間延長機能とは、当該制御装置のボタンを押すことにより、戸の開放時間が通常より長くなるものを言います。

カ 籠内に、籠が到着する階並びに籠及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設けること。

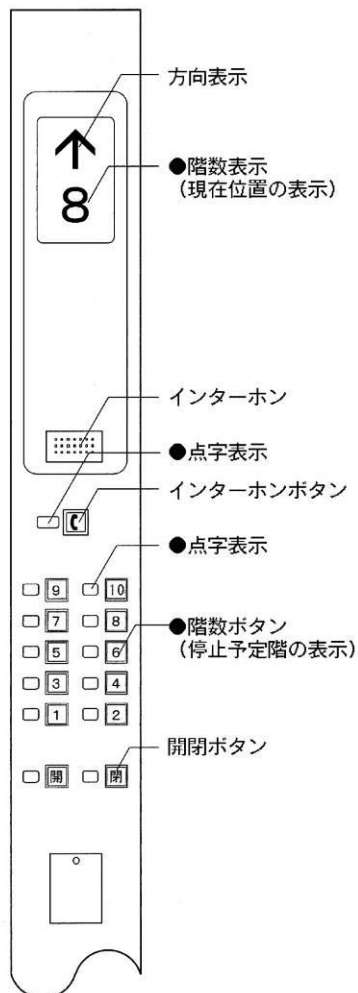
キ 籠内又は乗降ロビーに、到着する籠の昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。

ク 籠内及び乗降ロビーに設けるエの装置及び制御装置(車椅子使用者が利用しやすい位置及びその他の位置にこれらの装置を設ける場合にあっては、当該その他の位置に設けるものに限る。)は、点字により表示する等視覚障害者が円滑に操作することができる構造とすること。

整備例

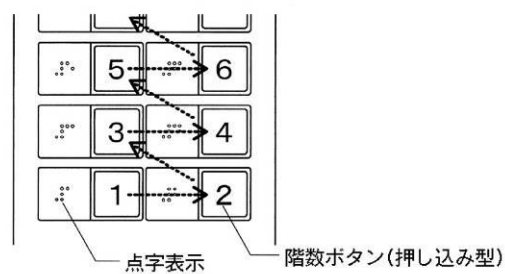
- ：整備基準（ は条例第6章の適用対象建築物にのみ適用される整備基準）
○：整備が望ましい項目

■かご内の操作盤の例

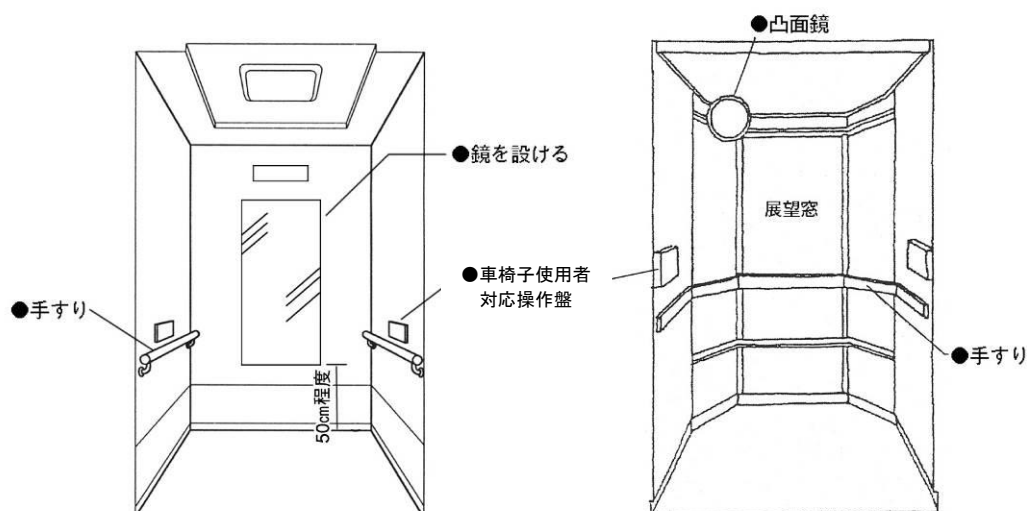


◇階数ボタンの例

- ・階数ボタンは浮彫階数表示が望ましい
- ・階数ボタンが2列になる場合は千鳥配列が望ましい



■鏡の設置例



ケ 乗降ロビーには、点字により表示する制御装置の前に、点状ブロック等を敷設すること。

コ 主として高齢者、障害者等が利用する建築物（床面積の合計が2,000平方メートル以上のものに限る。）の移動等円滑化経路を構成するエレベーターにあつては、次に掲げるものとする。

（ア） 籠の幅は、140センチメートル以上とすること。

（イ） 籠は、車椅子の転回に支障がない構造とすること。

整備が望ましい項目

解説

- ・ 籠及び昇降路の出入口の戸にガラスその他これに類するものがはめ込まれていることにより、籠外から籠内が視覚的に確認できる構造とすること。
- ・ 管理者等がインターホンに応答したときにそのことを表示する設備、火災時等の管制運転作動や定員超過等の際にそれらの情報を表示する設備を設けること。

・ 乗降時の衝突防止や防犯を目的とするものです。

・ 聴覚障害者への対応として、文字等により情報提供ができる設備を設けることが望まれます。

整備例

- ：整備基準（ は条例第6章の適用対象建築物にのみ適用される整備基準）
- ：整備が望ましい項目

7 全ての人が利用しやすい経路

(6) 特殊な構造又は使用形態の昇降機

整備基準

解説

下記以外の建築物

- (6) 当該経路を構成する特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機は、令第18条第2項第6号に掲げるものとする。

・下記参照

<バリアフリー法施行令>

第十九条

2

六 当該移動等円滑化経路を構成する国土交通大臣が定める特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機は、車椅子使用者が円滑に利用することができるものとして国土交通大臣が定める構造とすること。

・「国土交通大臣が定める特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機」とは次のものを言います。(平成 18 年国土交通省告示第 1492 号第一)

- 一 昇降行程が 4 m 以下のエレベーター又は階段及び傾斜路に沿って昇降するエレベーターで、籠の定格速度が 15m 毎分以下で、かつ、その床面積が 2.25 m² 以下のもの。
- 二 車椅子に座ったまま車椅子使用者を昇降させる場合に二枚以上の踏段を同一の面に保ちながら昇降を行うエスカレーターで、当該運転時において、踏段の定格速度を 30m 毎分以下とし、かつ、二枚以上の踏段を同一の面とした部分の先端に車止めを設けたもの

・「国土交通大臣が定める構造」とは次のものを言います。(平成 18 年国土交通省告示第 1492 号第二)

- 一 第一第一号に掲げるエレベーターにあっては、次に掲げるものであること。
 - イ 平成 12 年建設省告示第 1413 号第一第九号に規定するものとする。
 - ロ 籠の幅は 70cm 以上とし、かつ、奥行きは 120cm 以上とすること。
 - ハ 車椅子使用者が籠内で方向を変更する必要がある場合にあっては、籠の幅及び奥行きが十分に確保されていること。
- 二 第一第二号に掲げるエスカレーターにあっては、平成 12 年建設省告示第 1417 号第一ただし書に規定するものであること

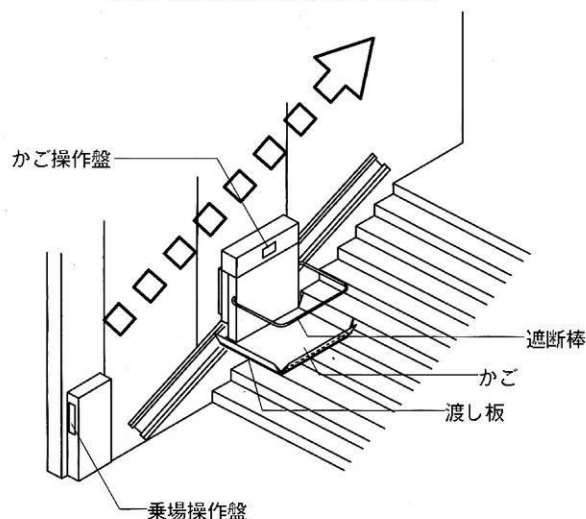
条例第6章の適用対象建築物

整備例

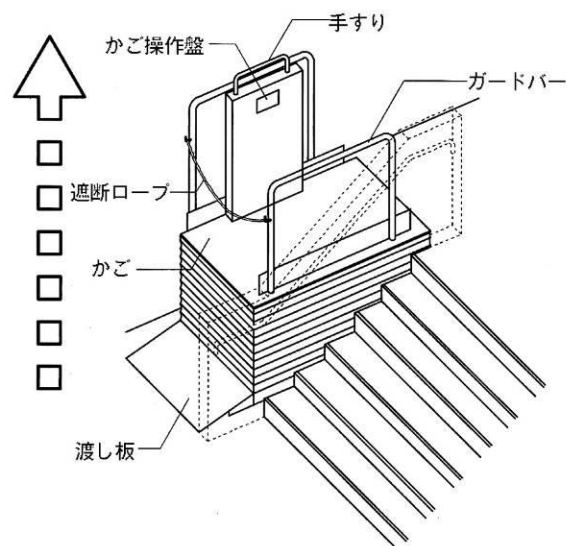
- ：整備基準（ は条例第6章の適用対象建築物にのみ適用される整備基準）
○：整備が望ましい項目

■段差解消機の場合

- ◇斜行型（※障害物検知装置を設置した場合には、壁又は囲いは設けなくてよい）

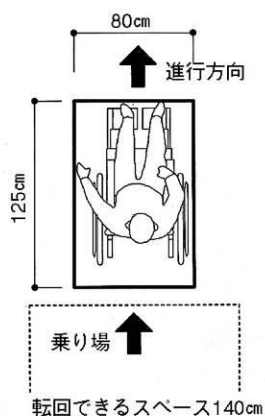


- ◇鉛直型

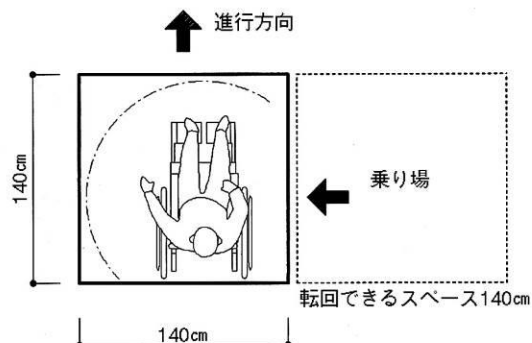


■段差解消機のかごの寸法の考え方（定員1名の例）

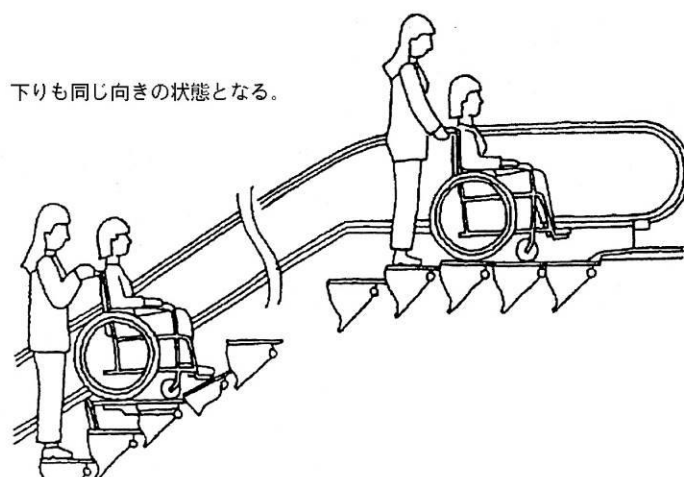
- ◇直線形式の場合



- ◇90°転回形式の場合



■車椅子使用者対応エスカレーターの例



踏板3枚が水平になったまま、車椅子を運べる車椅子乗用ステップ付エスカレーターとする。
ただし、利用に際しては、一旦エスカレーターを停める必要があるため、介助者等の人的なサービスが必要となる。
その他、車椅子で利用できることを表示するサインや、係員呼出ボタンの設置に配慮する。

7 全ての人が利用しやすい経路

(7) 敷地内の通路

整備基準	解説
(7) 当該経路を構成する敷地内の通路は、5の項（ウの（ア）を除く。）の規定によるほか、次に掲げるものとする。 ア 幅は、120センチメートル以上とすること。 イ 50メートル以内ごとに車椅子の転回に支障がない場所を設けること。 ウ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過することができる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。 エ 高低差がある場合には、次に定める構造の傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を設けること。 （ア） 手すりを設けること。 （イ） 幅は、段に代わるものにあつては120センチメートル以上、段に併設するものにあつては90センチメートル以上とすること。 （ウ） 勾配は、12分の1を超えないこと。ただし、高さが16センチメートル以下のものにあつては、8分の1を超えないこと。 （エ） 高さが75センチメートルを超えるものにあつては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅が150センチメートル以上の踊場を設けること。 （オ） 始点及び終点には、車椅子が安全に停止することができる平坦な部分を設けること。	・ p. 28（「5 敷地内の通路」）参照 ・ 120 cmとは、車椅子で通行しやすい幅、歩行者が横向きになれば車椅子とすれ違える幅、二本杖使用者が通行しやすい幅です。 ・ 140 cm角以上のスペースや幅 120 cm以上の通路が交差する部分等が該当します。 ・ p. 40（「7 (2) 出入口」）参照 ・ 敷地内の通路で、勾配が20分の1を超えない緩やかな斜面は、傾斜路とみなさない。 ・ 120 cmとは、車椅子で通行しやすい幅、歩行者が横向きになれば車椅子とすれ違える幅、二本杖使用者が通行しやすい幅です。 ・ 傾斜路の延長方向に長さ 150 cm以上の水平部分を設けることを標準とします。

下記以外の建築物

<バリアフリー法施行令>

第十九条

2

七 当該移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路は、第十七条の規定によるほか、次に掲げるものであること。

イ 幅は、百二十センチメートル以上とすること。

ロ 五十メートル以内ごとに車椅子の転回に支障がない場所を設けること。

ハ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。

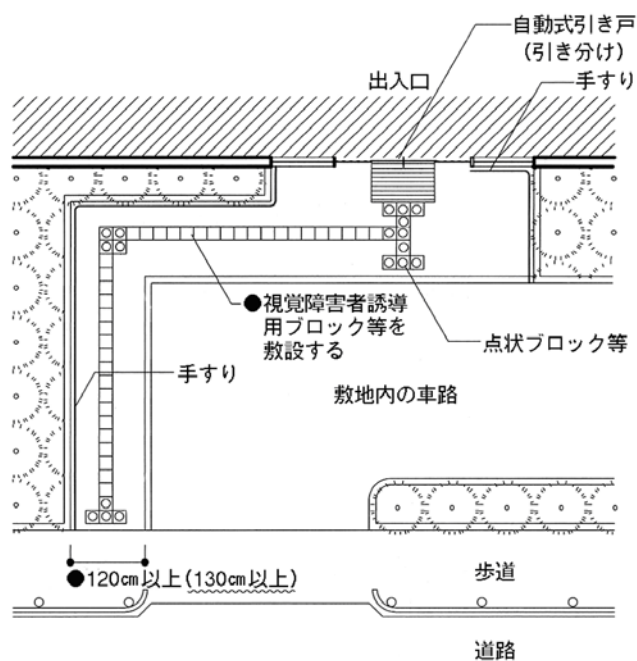
- ・ p. 28（「5 敷地内の通路」）参照
- ・ 条例により、130 cm以上とすることを求めています。
- ・ 140 cm角以上のスペースや幅 120 cm以上の通路が交差する部分等が該当します。
- ・ p. 40（「7 (2) 出入口」）参照

条例第6章の適用対象建築物

整備例

- ：整備基準（ は条例第6章の適用対象建築物にのみ適用される整備基準）
○：整備が望ましい項目

敷地内の通路の整備例



ニ 傾斜路は、次に掲げるものであること。

- (1) 幅は、段に代わるものにあつては百二十センチメートル以上、段に併設するものにあつては九十センチメートル以上とすること。
- (2) 勾配は、十二分の一を超えないこと。ただし、高さが十六センチメートル以下のものにあつては、八分の一を超えないこと。
- (3) 高さが七十五センチメートルを超えるもの(勾配が二十分の一を超えるものに限る。)にあつては、高さ七十五センチメートル以内ごとに踏幅が百五十センチメートル以上の踊場を設けること。

<条例>

第 68 条

- (7) 当該移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路は、次に掲げるものとする。

ア 幅は、130センチメートル以上とすること。

イ 傾斜路は、次に掲げるものとする。

(ア) 幅は、段に代わるものにあつては、130センチメートル以上とすること。

(イ) 勾配は、15分の1を超えないこと。ただし、高さが16センチメートル以下のものにあつては、8分の1を超えないこと。

(ウ) 高さが75センチメートルを超えるものにあつては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅が150センチメートル以上の踊場を設けること。

(エ) 手すりを設けること。

(オ) 両側に側壁又は立ち上がり部を設けること。

(カ) 始点及び終点に、車椅子が安全に停止することができる平たんな部分を設けること。

・ 条例第 68 条(6)アにより、段に代わるものにあつては、130 cm 以上とすることを求めています。

・ 条例第 68 条(6)イにより、1/15 を超えないことを求めています。

・ 130 cm とは、国際シンボルマーク(障害者が利用できる建築物、施設であることを明確に示す世界共通のマーク)の使用ガイドラインに定められた通路・廊下の幅です。

・ 敷地内の通路で、勾配が 20 分の 1 を超えない緩やかな斜面は、傾斜路とみなさない。

・ 130 cm とは、国際シンボルマーク(障害者が利用できる建築物、施設であることを明確に示す世界共通のマーク)の使用ガイドラインに定められた通路・廊下の幅です。

・ 雨天や降雪時を考慮し、屋内の傾斜路より緩やかな勾配とすることを求めるものです。

・ 杖先の脱落や車椅子の脱輪を防止するためのものです。

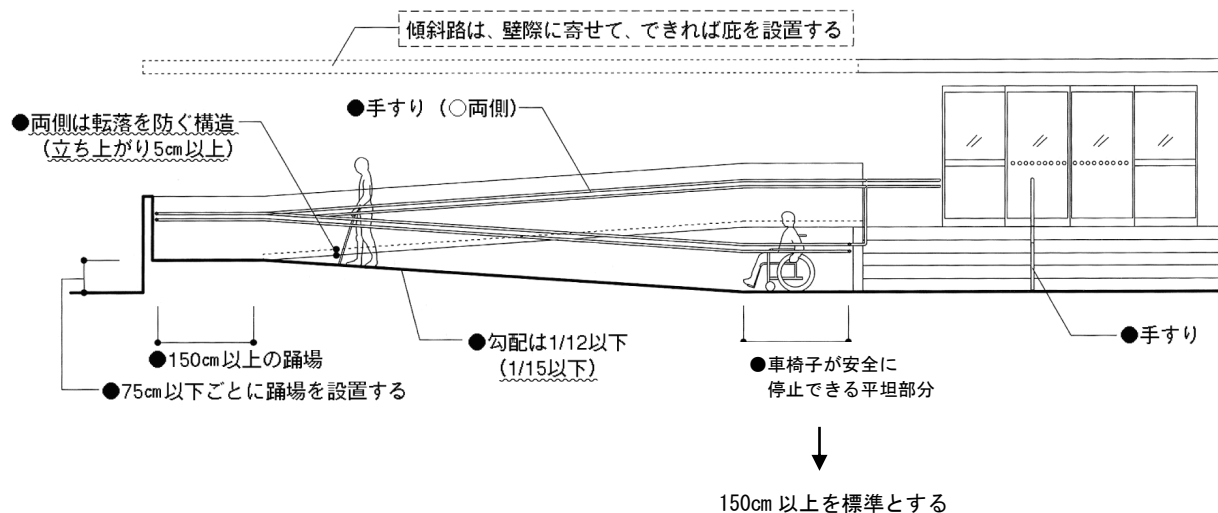
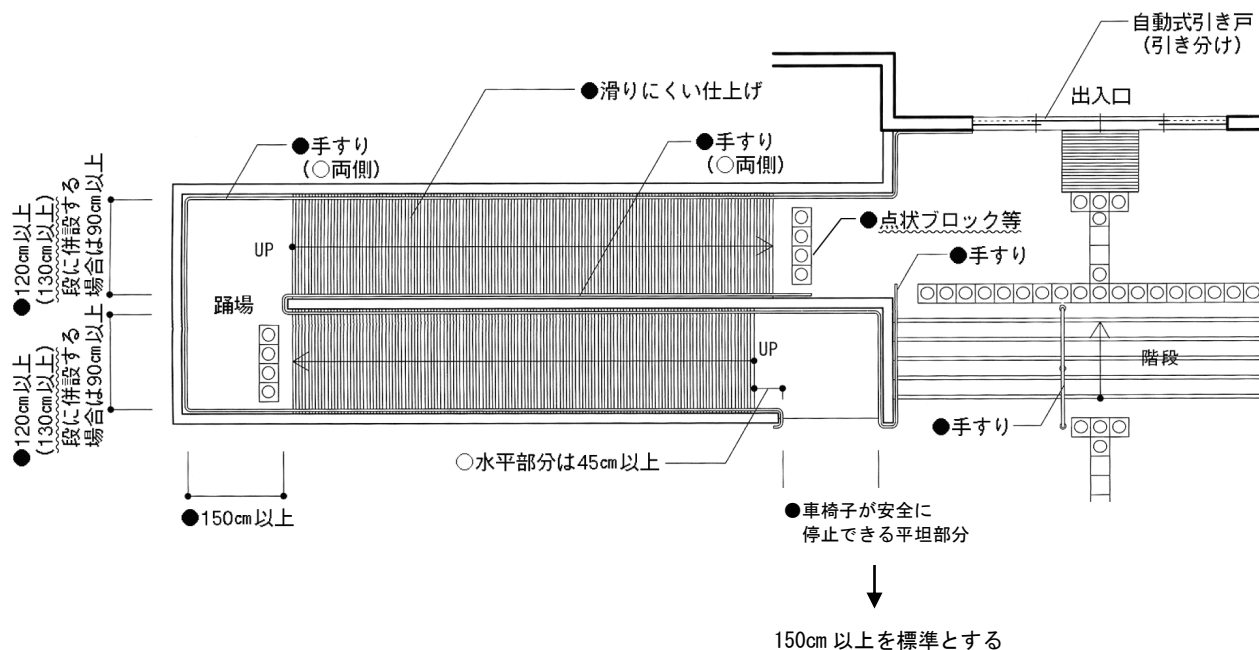
・ 立ち上がり部の高さは 5 cm 以上とします。

・ 傾斜路の延長方向に長さ 150 cm 以上の水平部分を設けることを標準とします。

整備例

- ：整備基準（ は条例第6章の適用対象建築物にのみ適用される整備基準）
○：整備が望ましい項目

敷地内の通路における傾斜路の整備例



7 全ての人が利用しやすい経路

(8) 特殊な地形の場合の読み替え

整備基準

解説

下記以外の建築物

(8) (1)のアに定める経路を構成する敷地内の通路が地形の特殊性により(7)の規定によることが困難である場合における(1)から(7)までの規定の適用については、(1)のイ中「道又は公園、広場その他の空地（以下「道等」という。））」とあり、(1)のイ中「道等」とあるのは、「当該建築物の車寄せ」とする。

<バリアフリー法施行令>

第十九条

3 第一項第一号に定める経路を構成する敷地内の通路が地形の特殊性により前項第七号の規定によることが困難である場合における前二項の規定の適用については、第一項第一号中「道又は公園、広場その他の空地（以下「道等」という。））」とあるのは、「当該建築物の車寄せ」とする。

<条例>

第68条

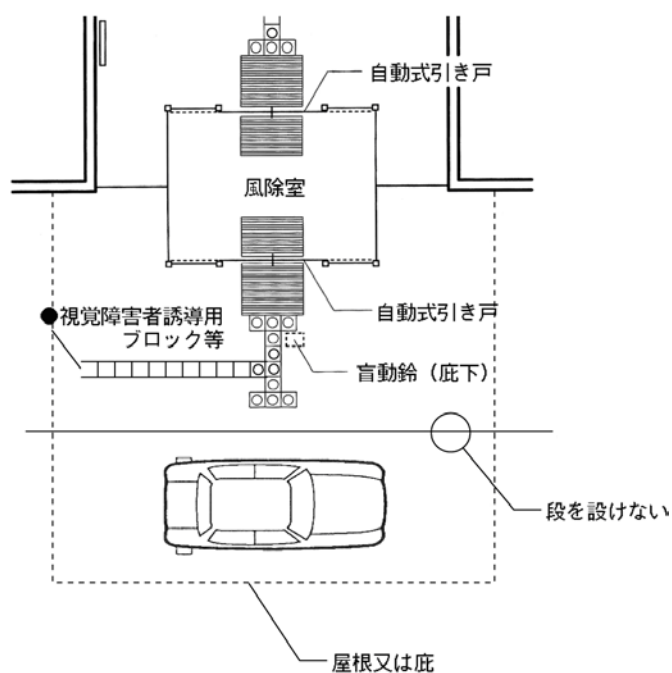
4 移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路が地形の特殊性により第1項第7号に規定する基準によることが困難である場合における同項の規定の適用については、同号中「を構成する」とあるのは、「(令第19条第1項第1号中「道又は公園、広場その他の空地（以下「道等」という。））」とあり、同項第2号中「道等」とあるのを「当該建築物の車寄せ」と読み替えて同項の規定が適用されたならば移動等円滑化経路を構成しないこととなる部分を除く。）を構成する」とする。

条例第6章の適用対象建築物

整備例

- ：整備基準（ は条例第6章の適用対象建築物にのみ適用される整備基準）
○：整備が望ましい項目

■車寄せの整備例



7 全ての人が利用しやすい経路

(9) 共同住宅等に係る基準の特例

整備基準

解説

<条例>

第70条 次の各号に掲げる場合には、当該各号に掲げる経路のうち1以上を、多数の者が円滑に利用することができる経路（以下この条において「特定経路」という。）にしなければならない。

- (1) 共同住宅、寄宿舍若しくは下宿又はホテル若しくは旅館（以下「共同住宅等」という。）に住戸又は客室（地上階又はその直上階若しくは直下階のみに住戸又は客室がある共同住宅等にあつては、地上階にあるものに限る。以下「住戸等」という。）を設ける場合 道等から当該住戸等までの経路
- (2) 共同住宅等の建築物又はその敷地に車椅子使用者用便房を設ける場合 住戸等（当該建築物に住戸等が設けられていない場合にあつては、道等。次号において同じ。）から当該車椅子使用者用便房までの経路
- (3) 共同住宅等の建築物又はその敷地に車椅子使用者用駐車施設を設ける場合 当該車椅子使用者用駐車施設から住戸等までの経路

2 特定経路は、次に掲げるものでなければならない。

- (1) 当該特定経路上に階段又は段を設けないこと。ただし、傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を併設する場合は、この限りでない。
- (2) 当該特定経路を構成する出入口は、次に掲げるものとする。
 - ア 幅は、80センチメートル（共同住宅等の主要な出入口にあつては、90センチメートル）以上とすること。
 - イ 戸を設ける場合には、回転形式とせず、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過することができる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。
- (3) 当該特定経路を構成する廊下等は、令第11条各号（共同住宅、寄宿舍又は下宿にあつては、第1号に限る。）及び令第19条第2項第3号に掲げるものとする。
- (4) 当該特定経路を構成する傾斜路は、次に掲げるものとする。
 - ア 令第13条各号（共同住宅、寄宿舍又は下宿にあつては、第4号を除く。）及び令第19条第2項第4号に掲げるものとする。
 - イ 手すりを設けること。
 - ウ 両側に側壁又は立ち上がり部を設けること。
 - エ 始点及び終点に、車椅子が安全に停止することができる平たんな部分を設けること。

・共同住宅又は寄宿舍の各住戸、ホテル又は旅館の各客室に至る経路についても、建築物移動等円滑化基準と同等の整備を求めるものです。

・ p. 40（「7 (2) 出入口」）参照

・開放廊下に面した出入り口にあつては、2 cm以下の段差を認めるものとします。

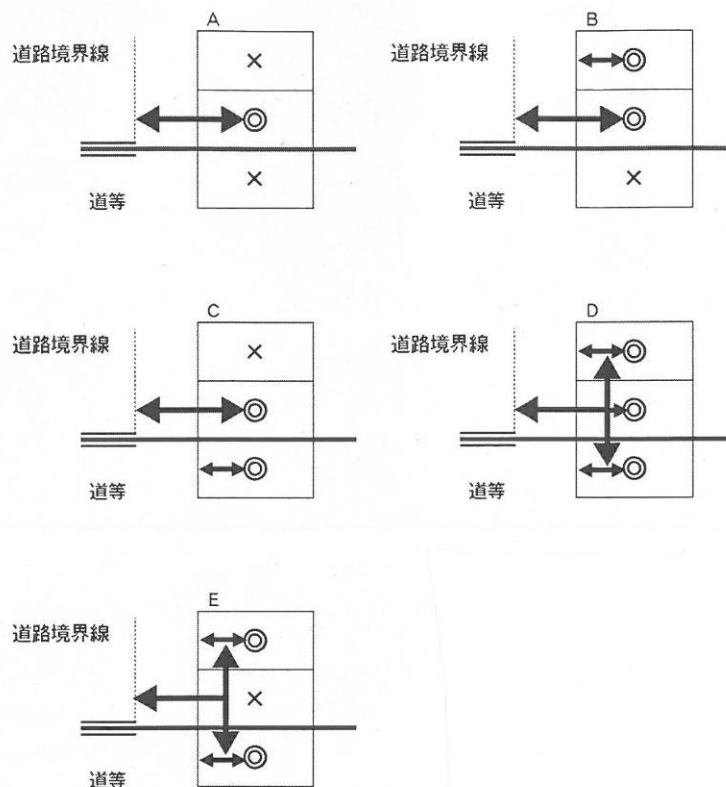
・ p. 10（「1 廊下等」）、p. 44（「7 (3) 廊下等」）参照

・ p. 16（「3 傾斜路」）、p. 46（「7 (4) 傾斜路」）参照

整備例

- : 整備基準 (〃は条例第6章の適用対象建築物にのみ適用される整備基準)
 ○ : 整備が望ましい項目

■道等から住戸等までの経路の考え方



凡例

- : 住戸等あり
 × : 住戸等なし
 ※住戸等とは、共同住宅若しくは寄宿舎の住戸、
 又はホテル若しくは旅館の客室のこと
 → : 条例第70条第1項の経路
 ※垂直方向の矢印はエレベーター等設置義務を示します。

(5) 当該特定経路を構成するエレベーター（次号に規定するエレベーターその他の昇降機を除く。）及びその乗降ロビーは、次に掲げるものとする。

ア 令第19条第2項第5号（チを除く。）に掲げるものとする。この場合において、同号イの基準の適用については、「利用居室」とあるのは、「利用居室、住戸若しくは客室」とする。

イ 第68条第1項第5号（コを除く。）に掲げるものとする。

(6) 当該特定経路を構成する特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機は、令第19条第2項第6号に掲げるものとする。

(7) 当該特定経路を構成する敷地内の通路は、令第16条に掲げるものとするほか、次に掲げるものとする。

ア 令第19条第2項第7号ロ及びハに掲げるものとする。

イ 第68条第1項第7号ア及びイの（ウ）から（カ）までに掲げるものとする。

ウ 傾斜路は、次に掲げるものとする。

（ア） 幅は、段に代わるものにあつては130センチメートル以上、段に併設するものにあつては90センチメートル以上とする。

（イ） 勾配は、12分の1を超えないこと。ただし、高さが16センチメートル以下のものにあつては、8分の1を超えないこと。

3 特定経路を構成する敷地内の通路が地形の特殊性により前項第7号の規定によることが困難である場合における前2項の規定の適用については、第1項中「道等」とあるのは、「当該共同住宅等の車寄せ」とする。

4 特定経路又はその一部が、移動等円滑化経路を構成する経路若しくはその一部又は第68条第2項の規定により令第19条第2項及びこの条例第68条第1項の規定によらなければならないこととされる経路若しくはその一部となる場合における当該特定経路又はその一部については、前3項の規定は、適用しない。

・ p. 50（「7 (5) 昇降機」）参照

・ p. 58（「7 (6) 特殊な構造又は使用形態の昇降機」）参照

・ p. 60（「7 (7) 敷地内の通路」）参照

・ 特定経路が、バリアフリー法施行令で定める経路や条例第68条第2項で定める経路と重複する場合に、重複部分に同一の基準が二重にかかることを避けるための形式的な規定です。